

令和4年9月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和4年9月5日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和4年9月5日 午前9時宣告

開 議 令和4年9月5日 午前9時宣告（第4日）

応招議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	4番	田村 幸生
	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子	7番	西森 勝仁
	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子	10番	森 正彦
	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正	13番	永田 耕朗
	14番	藤原 健祐				

欠席議員 3番 山本 和輝

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町 民 課 長	山本 壽史
副 町 長	田村 正和	病院事務局長	池内 智保
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	梶原枝理子	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産 業 振 興 課 長	下八川久夫
まちづくり推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	藤本 雅徳
税 務 課 長	真辺 美紀	農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 なし

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和4年9月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和4年9月5日 午前9時開議

日程第1

一 般 質 問

議長（西森勝仁君）

おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員数は13人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、山本議員から欠席の届け出がっております。

本日の日程はお手元に配付の通りです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順とします。

11番、松浦隆起君の発言を許します。

11番（松浦隆起君）

おはようございます。11番、松浦隆起でございます。通告に従いまして一般質問させていただきます。よろしくお願いをいたします。

1点目に、ヤングケアラーの支援についてお伺いをいたします。

勉強やクラブ活動に励み、友達と楽しい時を過ごす、そういう当たり前の生活の時間を家事や介護のために失っている子供たちが少なからずいる。そういった事態が厚労省の調べにより明らかになりました。大人にかわって病気や障害のある家族の世話をする子供たちが、ヤングケアラーと言われているものでございます。

昔なら、子供が家の手伝いをするのは当然だったと、そういう声もございますが、現状、現代では、核家族や少子化が進み、子供1人にかかってくる負担が大きく、母親と、子1人の母子家庭で子供が病気の親の世話をしているといった例もあるようでございます。

国が行った調査では、世話のために割く時間は平均で1日4時間。自宅で勉強など、満足にできず、睡眠時間まで削っているのが現実であります。しかし、子供から苦しいと相談する場は多くはございません。学校でも気づかれずに、1人で悩みを抱え込んでしまいやすいつとられております。

現在の介護福祉サービスは、一般的にケアを受ける人のための制度であります。これからはケアをする側への支援を充実させる必要があるのではないかとこのように思います。病気や障害のある家族の介護を担いながら、学校に通っている、このヤングケアラーと呼ばれている子供たちへ、イギリスを初め諸外国では、支援制度が整いつつあるようですが、日本では実態把握、また、支援体制の整備がおくれています。

そういった現状を踏まえ、ヤングケアラーについて政府は昨年4

月に、中学生と高校生、今年4月には小学生を対象に、いずれも初めて実施した実態調査の結果を公表しました。昨年4月に公表されたのは、全国の公立中学校に通う2年生、全日制高校の2年生らを対象に、インターネットで行われました調査の結果で、これによりますと、世話をする家族がいると答えた割合は、中学2年生が5.7%、17人に1人、高校2年生は4.1%で、24人に1人という結果でありました。

世話をする家族がいると答えた生徒のうち、頻度がほぼ毎日と答えたのは、中学2年生で45.1%、高校2年生は47.6%に上っております。平日の1日に世話を費やす時間は、中学2年生が平均4時間、高校2年生が3.8時間、その上で、7時間以上という回答がそれぞれ約1割ありました。世話をする家族の内訳を複数回答で聞いたところ、兄弟という答えが、中学2年生で61.8%、高校2年生で44.3%と最も多く、世話をする家族が、中高生の6割以上は、相談経験がないということでした。

今年1月には、全国の小学校6年生を対象に、郵送などで調査を実施をしました。この調査では、大学3年生にもインターネットで調査をしております。

小学6年生では、世話をする家族がいるのは631人で、約15人に1人に相当する6.5%。家族の内訳は、複数回答で、兄弟が最多でありました。平日1日に世話を費やす時間は1、2時間未満が27.4%、7.1%が7時間以上でありました。

世話をする家族がいる児童は、いない児童よりも欠席や遅刻、早退をすると答えた割合が高く、学業や健康への懸念が、影響が懸念をされております。また、この世話をする児童の半数以上が、特にきつさは感じていないと回答しておりまして、家族の世話による制約も6割以上が、特にないと答えております。この点について、厚労省は、支援を受ける必要性を自覚をしていない児童も一定程度いるとみております。

家族にどのような世話をしているか聞いたところ、見守りが40.4%で最も多く、家事が35.2%でありました。これは複数回答の結果であるため、1人でさまざまな、世話を担っていることも考えられます。

大学3年生では、世話をする家族がいる、あるいは過去にいたのは10.2%、家族の内訳は複数回答で、この場合母親が最も多く、平

日1日に世話に費やす時間は1時間以上、3時間未満が36.2%で多く、6.4%が7時間以上でありました。

このヤングケアラー支援の取り組みとして、まず大事なことは、現状を把握をするということではないかと思っております。そこでまずお聞きをしていきたいと思いますが、今現在、町としてこのヤングケアラーに関して、どのような現時点で認識を持っておられるのか、それから本町における実態、もしつかんでおられる、また、その状況も含めて、教えていただければと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

御質問いただきありがとうございます。松浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。

このヤングケアラーの問題につきましては、先ほど松浦議員おっしゃっていただきました通りに、最近国の調査であるとか、今年度につきましては、高知県のほうも、子供さんに対して、調査をかけているというようなことでございます。で、役場、町としての認識ということでもありますけれども、基本的に、厚生労働省のですね報告を私、詳細に見たわけではございませんけれども、ある程度いろんな報道であるとか、そういったものを目に触れてですね、私も同感であります。基本的なところで。

佐川町の実態につきましては、現状ですね健康福祉課のほうで、要保護対策地域協議会の調査機関を持っております。それから、子供の家庭相談支援の窓口を持っております。そういったところから、業務に関わってですね、今現時点で今言われているヤングケアラーという、一般的に言われている定義というか、法律的定義にはないということでもありますけれども、そういった方々がおいでるところでいきますと、現在把握しているのがですね、実際、高校生で2名、中学生で2名、小学生で1名ということで健康福祉課が把握している、そういったヤングケアラーの状態にある子供さんは5名というようなことでもあります。

それから、先ほどちょっとお話をさしていただきましたが、県のほうもインターネットで今年調査を子供さんに中学生、高校生ということで、3万5千人に任意のアンケートですけれども、やっているということです。

あと、データの的にはですねその調査結果が各市町村のほうに9月中にはおりてくるという話を聞いております。そういったデータに

基づいてですね、今現時点で健康福祉課に把握している実数と、あと厚労省の調査、それから県の調査を踏まえてですね、そういう、どう対処、対応していいかというところについては、これは健康福祉課だけでなく、教育委員会ももちろん絡んできます。それから地域の方々、いろんな方がいますが、そういった認識についても共有をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

11 番（松浦隆起君）

はい。今本町の現状について、今の時点で、どこまでが実態かというところがあると思いますが、御答弁いただきました。

このヤングケアラーに関する、先ほど申し上げました実態調査と前後して、国は、この支援策の強化に乗り出しまして今年度、2022年度から3年間を集中取り組み期間というふうに定めております。

4月に成立をしました22年度予算や、昨年12月成立の21年度補正予算に、こういった関連費用が盛り込まれております。

この集中取り組み期間の柱の一つが、このヤングケアラーに関する認知度の向上であります。中高生を対象にした実態調査では8割以上が、ヤングケアラーという言葉聞いたことはないというふうに回答していると。これは皆さんも一緒だと思いますが、ヤングケアラーという言葉自体最近、初めて知ったとか、それは何ぜよという認識の方が多くおられるのではないかと。国民一般の認知度もまだまだ低いと見られておられて、政府は集中期間に積極的な広報を行い、認知度の5割を目指すとしております。

これはヤングケアラーを早期に発見をして適切な支援につなげるためにも、非常に重要なものであり、自治体に対する支援も行われると。このヤングケアラーというものがどういったものかということ、皆さんが多く知ること、「あそこの家のあの子どもひょっとしたらそういう、お家なのかな」ということがわかってくる。その意味でも非常に大事な取り組みであると。この国の支援について先ほど実態調査のお話もありましたが、自治体単位、実態調査や関係機関の職員の研修、これに対して市町村には国が2分の1の財政支援をします。この予算で今、予算措置されております。

で、来年度は国が、現在2分の1ですが国が3分の2に増額をして、市町村は3分の1で実施をできるという予算措置をするということになっております。加えて、自治体と関係機関、支援団体をつなぐヤングケアラーコーディネーターの設置や、悩みや経験を共有

し合うオンラインサロンの運営もこれからサポートすると。

このほかヤングケアラーの訪問支援事業も行うとしておりました、以上のようにヤングケアラーに関する認知度の向上、重ねて申し上げますが、現状の実態調査を行うことが重要ではないかと、先ほど御報告いただきましたが、実際につかめていない、そういう現状もあるのではないかと。このヤングケアラーはなかなかわかりにくい、外に出しにくい、先ほどの結果であるように、本人の子供も自分がそうやという認識ができていなかったり、家の中のことなので、周りが気づきにくいという点もある。

そういった点で、まずは、国の実態調査もあるという、また県の実態調査もあるというお話でしたが、こういった国の財政支援がございまして、ぜひ町としても、今一度実態調査を何らかの形でやっていくということも非常に大事なのではないかとというふうに思いますが、それと、この認知度の向上、ヤングケアラーというのはどういうものなのかというものを、さまざまな形で町から広報するという取り組みも必要だと思いますが、もう一度この点について御答弁いただきたいと思っております。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

このヤングケアラーの問題につきましては松浦議員おっしゃっていただきました通りに、今つかんでいる、町ですね、つかんでる数字以外に、やはり本人が気づいてないであるとか、さまざまなケース、潜在的にですね、報告されていないというか私たちがつかんでいないといったケースもあろうというふうに考えております。

まず、御質問の中の認知度の向上につきましては、これはですね、本年度から具体的に、県のほうもですねフォーラムであったりいろんなインターネットの調査であったりということですのでしていただいております。県のほうでそういった認知度の向上につきましては、県民向けにですね、いろいろ取り組みを進めていただいておりますけれども、やはり広く、御自身だけではなく、周りの方々に、ヤングケアラーとは何ぞやと、どういう状態なのかというところはやはり町としても広報していくべきだろうというふうに考えております。

一般的にすぐ考えられるのは、町の広報であるとか、そういったものを活用する。それから支援していく。ちょっと地域の方々も含めてですね、ちょっと周りを支援をしているというか、見ていただ

いてる方、例えて言えば民生委員さんであるとか、あるいは、最近であれば包括支援センターであるとかですね、いろんなところにつきましても、このヤングケアラーとはというところで、お話をさせていただいたりチラシを配ったりということは、させていただきたいと思っております。

それからですね今すでにやっていることなんですけれども、これは健康福祉課の中です、子供の担当部署だけではなくて、いろんなところからその問題が、発覚といいますか、わかることもあると思います。一つは、高齢者の相談窓口で地域包括支援センターありますけれども、そういったところですねチラシを作っております。ちょっとあれですけども、こういった青のですねチラシの中で、ヤングケアラーという言葉添えて、いろんなその方々にわかっていただく取り組みも、最近になってしておりますので、そういったことも含めて町としてできる、広報周知をさせていただきたいと思っております。

それから実態調査でありますけれども、これはまず、私先ほどお答えをさせていただきました県の調査がありますので、それを見させていただきながらですね、いわゆるその件、厚労省が数字的に出している全国的な数字とどういった相互関係があるのかとか、そういったデータをちょっと見た上で、佐川町としてこれは独自に何か取り組まなければならないというものがあればですね、その時点で考えていきたいというふうに思っておりますけれどもまずは、県がやる実態調査のほうを活用させていただきたいと思っております。以上です。

11 番（松浦隆起君）

実態調査については県の調査ということでしたが、県下の調査を県はするわけで、この佐川町に入りきって調査をするわけでは、ないですよ。だからなかなか表に出にくい調査になる以上は、しっかり佐川町として、調査をしていくと。それはいろんな少し、後で触れますが、いろんな角度からの調査、また調査というよりかは知る機会を作るということを含めて実態調査という名目だけにとらわれずに、町としてできることを何があるか、実態を把握するのにどういった方法があるかというのをしっかり検討させていただいて、県の調査はあくまでも県でやって、全体的な、例えば厚労省が行った、この国の調査も抽出して調査をしてるわけで、本当の意味での佐川

町の実態というのはいえにくい部分があると思いますので、ぜひ、今一度検討していただきたいと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この数字的な、いわゆる何人であるとかですね、そういったところについては、県とか厚労省のデータも活用できるものと思います。

先ほど松浦議員おっしゃっていただいた実態の部分ですけれども、これはいわゆるそのアンケート調査とかっていう以外の部分です。ね様々な場面、特にこれは健康福祉課と役場行政とか、中で言えばですね教育委員会とか、学校現場と緊密に連携を取っていかないかん部分でもあろうかというふうに思っています。そういうところで町として何ができるかということについては、内部でも考えをさせていただきますたいというふうに思っております。以上です。

11 番（松浦隆起君）

はい。今、課長からも言っていただきましたが、数として捉えてもあんまり意味がない。本当のところ、具体的にどこの誰がそういう状態になっているのか、どういった支援が必要かということ、掴むのが本当の意味で大事なことなので、ぜひお願いしたいと思います。

厚労省は、4月に学校や自治体等が連携するためのマニュアル、先ほど教育委員会という話も課長から出ましたが、公表しております。主体となる期間、部署を決めコーディネーターを配置することを提言をして、このヤングケアラーの早期発見に向けて、問題への理解を深めることも重要だとしておまして、このマニュアルは約80ページで、ヤングケアラーを取り巻く状況などに加え、現場での取り組み事例を紹介し、家族が抱える課題は複雑になっているとして、切れ目のない支援が求められているというふうにこのマニュアルでは言っております。

このマニュアルに関しては本年4月22日付で、各県、それから各市町村の介護担当等に向けて、多機関、多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル、令和3年度子供子育て支援推進調査研究事業の周知への御協力という通達がなされております。この通達の内容は、このマニュアルの利用のお願いだけでなく、関係機関、先ほど課長からも答弁あったように、さまざまところにわたる、

そういったところへの、このマニュアルの周知をお願いしますよという内容になっております。

これを見ますと、本庁の担当課にもこの通達が、来てるのではないかなど。その場合、このマニュアルについて、どこまで周知をして、どういうふうに取り扱いをされているのか、お聞きをしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

このマニュアルにつきましては町の健康福祉課の中ではですね、もちろん担当の児童相談の担当部署が持っております。それから、学校のほうにもですね配布をしているというふうに聞いておりますが実際、研修とかでその中身についてですね協議をしたりということは、なかなかできてないというようなような、現時点までの取り組みになっております。以上です。

11 番（松浦隆起君）

国のこのマニュアルの対象としているのは当然、自治体の担当もそうですが、学校やそれから保健や福祉、それから医療、また地域のそういった関係者に幅広く周知をしてもらいたいということになっておりますので、見ておりますレベルでは進んでいかない。また渡しておりますレベルでは進んでいかないのではないかなと思いますので、ヤングケアラーということ自体がこれからなのでまだ深く、そこまで求めるのはあれかと思いますが、ぜひ僕もこのマニュアル見ましたけど結構細かくいろんなことが書かれておりますので、ぜひこれから活用をしっかりと現場でもらう。で、このマニュアルを見ることでヤングケアラーというのはどういうものかということも、実態がわかってくるということになりますので、お願いをしたいと思います。

厚労省がこの先ほど言いました、公表した小学校への調査結果によりますと、ヤングケアラーと思われる児童を学校内だけで対応して外部の支援につないでいないと答えた学校が42.7%に上っております、その理由としては、対応の仕方がわからないという回答があったため、このマニュアル、先ほど言いましたマニュアルでは関係機関による連携改善の必要性を指摘しております。そういったヤングケアラーが、現状がわかった時点でどういうふうに、どういう部署と連携をするのか、そういうことであります。

また担当者が多いと全体方針がぶれる恐れがあるということで、

素早い情報共有も難しくなることから、支援計画を立てて、役割分担を明確にすべきだということもマニュアルでは書かれております。子供に自覚がない、で、それから本人や家族の考えを尊重しながらのサポート、行政だけではなくて、地域全体で見守るということも、このマニュアルでは求められております。

文科省や厚労省がこのヤングケアラーについて、日々のケアに多くの時間や労力を割くため、学業不振や不登校、就職機会の損失など、深刻な問題に発展しているケースがあると見ております。ただ、このヤングケアラーというのは幼いころからそうした状態に置かれていることも多くあるということで、当事者自らが相談したり、助けを求めたりすると、いうことは少ないというふうにされております。政府は、学校などで助けを求めることの大切さを周知をしていく方針であります。

また、家族のために献身する行為自体は、非常に大事なことであり尊いことではありますが、否定すべきものでもありませんが、それが原因で、自分の将来に希望が持てずに、苦しむようなことがあってはならないと、こういったことで政府は一人一人が思い描く人生を歩めるよう、寄り添う支援に努めたいとしております。

重ねて申し上げますと、このヤングケアラーの社会的な認知度は、まだまだ低い、支援の手が差し伸べられにくい状況にあります。日本では、介護は家族が担うものという風潮が今まで強くありまして、子供は家族の介護で苦しんでいることを周囲に打ち明けづらい現状もございます。そういった中で、子供が困ってる状況を最も発見しやすいのは、学校現場だと言われております。

日本ケアラー連盟の調査では、クラス担任を持つ教諭の約5人に1人が、自身のクラスの中にヤングケアラーと思われる児童生徒がいると回答しております。こうした子供の状況を把握し、支援につながる仕組みが必要であります。日本ではなかなか依然として、各自治体においても進んでいない現状があります。

具体例として、ある地域の学校での取り組みというか例をお話しますと、その学校では、教職員に対して日ごろから子供の、小さな変化をキャッチするように徹底をしており、実を結んだ取り組みの一つが、生徒に日記を書いてもらうということでした。率直な気持ちを知り、変化をとらえるねらいで始めたようではありますが、ある子供さんが、「私の家族大嫌い。夢も希望も描けない」というふうに

書いたそうです。担任の教師が家庭のことを知る必要があると思い、家庭の状況を詳しく聞くと、ヤングケアラーだとわかったということでもあります。

その後、支援機関につなげることになったようですが、その子供さんは、「家のことを学校に話していいとは思わなかった」と、打ち明けてくれました。大人がサインに気づいて声をかける大切さを知ったと、その学校の学校長は実感をしたというお話をお聞きしました。

日本ケアラー連盟のヤングケアラープロジェクトの代表であります立正大学の教授の森田久美子さんは、「ヤングケアラーは学校からの情報提供がきっかけで発見されることが多い。教員への啓発が非常に重要になるが、学校は文科省、地域で支援を行う要保護児童は児童対策地域協議会、そういったものは厚労省の管轄、省庁を超えた早期発見、支援の仕組みづくりが急務だ」というふうに指摘をしております。そういった観点から言いましても、本町においても、健康福祉課、それから教育委員会、さまざまな機関、そして各学校の連携が欠かせないといえると思います。ぜひ先ほど申し上げました、マニュアルを各関係機関が十分に活用し、なかなか表に出にくいこのヤングケアラーの実態を、細かくサーチライトを当てて探すように、小さな声に、そして声なき声に耳を傾けるように丁寧に取り組んでいただければと思います。

健康福祉課と教育委員会、それぞれの立場での取り組みと連携について、健康福祉課、再度になりますがお考えを伺いたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

このヤングケアラーの発見と、あと、支援につきましては、佐川町の健康福祉課と教育委員会、学校現場との連携については日ごろから行っておきまして、先生がですねそういう生徒さんを見つけた場合、どこに相談をしたらいいかわからないという状態ではないと考えてます。健康福祉課にまずそこは情報が入るというふうになっております。あとは健康福祉課としては、そこに発見、そういった状態の子供さんがおいでた場合に支援をどうしていくかというふうな全体のコーディネートが求められるというふうに思ってます。

その子供さんがそういう状態になった原因は何なのか、単純にその親御さんの養育問題なのか、あるいはそのおじいちゃんおばあちゃんの介護の問題が絡んでいるのか、いろんな問題を複合化しているのかと、そういった背景になるところについてですね、やはり関係機関と情報を密に共有していく。それから支援の方法が何があるのかという、例えば介護の問題であればその介護のきちっと制度に基づいて支援をしていくということが必要である、ありますし、保護者の方の問題と、養育的な問題があるならば、いろんな子供子育ての支援の事業がありますんでそういうところにしっかりとつないでいくとか。ちょっと現時点で今ある行政のですね事務事業、サービスがありますので、そこにまずはしっかりとつないでいくと。その中で支援ができない部分、いろんな課題が見たときに、関係機関、民間の支援といいますか、地域の力も借りて、どうしていくかというふうなことが求められて、健康福祉課としてはそれを皆さんと共有をして解決を図っていく役割であろうというふうに認識をしております。そのように対応していきたいと考えております。以上です。

教育長（濱田陽治君）

松浦議員からのヤングケアラーの件につきまして御説明申し上げます。

町立の学校ではですね、担任が日々連絡帳なんかやっておりますし、家庭訪問なども頻繁にやっておりますので、そういう状況の中ですね、子供たちの状況が上がってきます。

校内で支援会を毎月のようにやっております、その中で気になる子供さんたちの名前が上がってくると。それに対してですね教育委員会の教育研究所の不登校担当を中心にですね、相談員、教育相談員、それからスクールソーシャルワーカーと、こういったものからなる支援チームがおります、これが毎月各学校を回っております。そこで実際に個名を挙げてですね気になる子供さんたちの名前を挙げていると。というところで人数的にはですね先ほど健康福祉課長が御答弁申し上げたと思うんですけど、その人数と一致をしております。個名についても私の手元まで上がってくるようにしてございます。

県全体に向かってはですね県教委から7月末に調査がありまして、その項目にございまして今その数が上がっているということです。

ただその厚生労働省のマニュアルというものを精査して見ており

ませんので、せっかく議員に御指摘いただきましたのでちょっとそれを精査いたしましてですね、今後、健康福祉課等関係のですね、専門機関としっかり連携をしていって、取りこぼしのないようにしてはいけないなということを思いました。以上でございます。ありがとうございました。

11 番（松浦隆起君）

はい。マニュアルの精査がまだだというお話をいただきましたので、しっかり、これ、教育委員会だけではなくて各学校にもしっかり落としとしていただいてそれから関係機関にも落としとしていただいて、取り組んでいただきたいと思います。

先ほど課長から今本町の実態、高校、中学、小学生の5名というお話がありました。個人的な情報も含みますので具体的な、これについては聞きませんがしっかりと支援をつないでいただいて、進めていただきたいと思います。

このヤングケアラーというのは報道で取り上げられるということも増えてきましたが、先ほどから言ってるようにまだまだ知られてないというのが現状でありますので、社会的に認知度を高めるという意味で、国の調査を行われましたが、支援の必要性を自認していない児童も一定数いると思われまますのでその対策は急がれる。ぜひその町内の皆さんに知っていただくことで、「あそこの家の誰々君は、あの子供さんはよう、家族の世話をしゅうのう」と、今までならそれで終わってた。ただそれが支援が必要な場合もあると、そういう子供たちがヤングケアラーと言われる支援が必要な場合もあるんですということを、町民の皆さんが広く知られるように、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

先日の高知新聞のこのヤングケアラーの記事の中で、厚労省の調査の折に、自由記述欄にいろんな思いを書いた。そこに記されていたある子供さんの言葉が、このように書いてありました。町の福祉の福祉の人達にもっと丁寧に優しく、ちゃんと考えて助けて欲しいと。誰1人取り残さない、この佐川町のまちづくりを進めるためにも、また子供たちが希望あふれる人生を描けるようにも、先ほど課長もしっかり進めていきたいという御答弁いただきましたので、進めていただきますことをお願いしまして、これにつきましては終わりたいと思います。

2点目に投票環境の改善という点についてお伺いをいたします。

この質問につきましては、平成30年6月の定例会でも一度お聞きをしております。具体的には、有権者の投票機会の確保に向けて、投票所への送迎バス、移動期日前投票所の拡充、そして1人で投票所までいくことが難しい高齢者の方の支援についてお伺いをいたします。

7月に行われました参院選の投票率は52.05%でありました。物価高騰、またロシアのウクライナ侵略など、暮らしや平和に関する争点は明確であったと思いますが、それにもかかわらず、実際には有権者の半数近くが投票権を行使をしませんでした。50%割れとなった2019年の前回選挙を3.25ポイント上回ったとはいえ、戦後4番目に近い投票率となりました。衆院選も直近4回は60%を下回る水準で推移をしております。この投票率の向上については、政党や、また、私たち議員政治家が果たす役割と責任が大きいというのはいうまでもありません。

その上で言えば、この選挙は主権者である国民が、その代表を選ぶ。その自治体の代表や、声を届ける議員を選ぶ。そういった民主主義の根幹である以上、投票率の低さというのを看過することはできないと思います。1人でも多くの有権者が投票所に足を運ぶような、また運べるような、そういった取り組みを強化すべきだと思います。その意味からも、投票しやすい環境づくり。投票機会の向上、そういうのは非常に重要な取り組みであります。

今回、投票環境に向けて取り組みを、再度質問をするべきだというふうにしたきっかけが、まさに「投票に行きたくてもいけない。」参議院選挙の折に、そういった高齢者の方から御相談がありました。「投票に行きたいけれども、1人で投票所へ行くことができない。世話をしてくれる家族もいない。」そういった方が高齢化が進んでいる状況の中では、他にも少なからず、必ず町内におられるのではないかと考えます。先ほど、投票率について述べましたが、この投票率の低下の原因を、政治への関心の低さだけに求めるのは、少し短絡的ではないかなと。行きたくても行くことができない投票環境も、その原因の一つではないかと。そういう点にとらえて取り組むことも重要だと思います。

そこで、まず現状認識についてお伺いをしたいと思います。

高齢化が進む本町においての投票のこの環境について、どのように考えておられるのか、そして何が必要だと考えておられるのか。

もっと具体的な言い方をすれば、危機感を持っておられるかどうか。この町民の皆さんの投票機会というのをどう確保しているのか、まずその点についてお考えをお伺いしたいと思います。

選挙管理委員会事務局長（片岡和子君）

選挙に行く移動手段についてということですが、7月に開催されます、執行されました参議院議員選挙におきまして、私も期日前投票所において事務に従事させていただいていたところです。

確かに松浦議員のところにお声が届いたように、行きたくてもいけない、そういったご相談があったということですが、期日前投票所にこられる方には、やっぱりご家族の方の支援を受けて、あるいはお友達が今日は行けるっていうんで連れてきてもらったよっていうような、そのような助け合いで投票所まで足を運ぶことができる有権者の方もいらっしゃるのかなあと感じているところです。

しかしながらその投票したいけれども、投票所へ行けない、移動手段がない、そういったことを理由に、やむを得ず投票を諦めてしまう有権者の方がいらっしゃる。そういう現状につきましては、大変重く受けとめるところでございます。そういったこともありまして、佐川町の選挙管理委員会では、投票機会の確保を図るという視点から、ちょっと古いですがけれども、4年前の平成30年に、投票区投票所の増設減少を含めた変更、また期日前投票所の増設、それから移動支援バスの運行移動期日前投票所の開設、そして、投票所の開閉時刻の変更など、考えうるところで検討を行いまして、総合的な見直しを実施をさせていただいたところです。

その結果につきましては、もう皆さんも御承知だとは思いますがけれども、2つの投票区内で投票所の場所を変更すること。それから、第2投票区、非常に有権者が多うございましたので、2カ所に投票所を構えたと。そして、投票所まで3キロ以上離れておりました、具体的に言いますと、庄田地区につきましては、有権者数により、新たに投票区を設置することとしたと。そして、峰、二ツ野、結構離れておりますので、そちらのほうにつきましては、日時を定めた期日前投票所の設置をすることを決定をさせていただきまして、平成31年執行の高知県議会議員選挙から適用させていただいております。

御質問の中で、何が今必要であるか、それから危機感を持っているかというご質問をいただきましたけれども、1人でも多くの方を

救いたってという気持ちは、みんなの中にありますが、町として、制度として、どのような仕組みを作っていくのか、何ができるのかということを考えていく必要もあろうかとは思いますが、現時点では、投票環境の見直しにつきまして、選挙管理委員会で検討していること、考えていることは、申し訳ありませんが現時点ではございません。以上です。

11 番（松浦隆起君）

はい。るる丁寧に御答弁いただきましたが、今現状では、投票の環境の向上に向けて検討していること、考えていることはございませんということでしたので、今回質問しておりますので、ぜひ検討していただきたいと、選挙管理委員会で、そう思います。

先ほど以前にも、こういった問題で、選挙管理委員会や課長とお話をする際に、先ほども3キロという話が出ました。じゃあ3キロって歩いていけるのかと。そこをしっかりと見直すことも、僕は必要だと思います。で、だからといって近くにいっぱい投票所を増設できるかといえばそれもできない。なので、移動投票所という考え方も出てくるわけでこれからちよっとるる進めていきたいと思います。

この投票率が低下してるのは、本町だけに限ったことではありません。今朝新聞を見ましたら、昨日執行された香美市の選挙でも最低投票率を記録をしたというふうに書かれておりました。で、他の市町村においても、多くの選挙で投票率の低下が見られております。8月の越知町の選挙も、選挙自体が行われた前々回から10ポイント以上下がってると。そういった状況の中で、多くの自治体において、投票機会の確保に向けてさまざまな取り組みがされております。

特に力を入れて行われ、行われているのがこの期日前投票であります。例えば、人出の多い商業施設内に投票所を開設をしたり、投票箱を積んだワゴン車が地域を巡回する移動投票所、それから高齢者など移動が困難な人のための無料送迎サービス、そういったことを実施するところが増えてきております。

一つ例を挙げますと、鹿児島県のこの日置市というところの選挙管理委員会では、さきの参議院選挙におきまして、バスの車内に投票箱を乗せて、各地を巡回する移動投票所を用意して、選挙期間中の7月7日から9日に、公民館など計31カ所に、それぞれ約1、2時間ずつ投票所を開設しております。その結果、期日前投票を行った人の1割を超える約1,300人が利用したようであります。

この日置市の選挙管理委員会では、期日前投票の利用者が近年増加していることを受けて、今回の参院選で、これまで38カ所あった投票日、当日の投票所、これを38カ所から8カ所に集約をする。一方で、先ほど言いましたように、期日前投票への支援を強化をしたと。

このほか、投票日当日に、入場整理券に記載をされている投票所以外でも投票できるという仕組みを整備をしております。コミュニティーバスや乗り合いタクシーの無料乗車券をこの入場整理券に印字をして配布をして、投票所への移動で使えるようにもしております。

この日置市の取り組みは、先ほど言いましたように、当日の投票所を38カ所から8カ所に集約するというかなり我々考えると振り切った取り組みをしておりますが、一方で、移動投票所を31カ所設置をしたと。これは投票所に来てもらうのを待つのではなくて、選挙管理委員会自らが、なかなか選挙に行きにくい人たちに向けて、各地域に、出向いて、1人でも多くの住民の方に投票してもらおうと、投票機会の確保をしっかりと取っていかうと、そういう覚悟のあらわれのように、私はこの話を感じました。

以上を踏まえた上で、この本町においての取り組みについて、るるお聞きをしていきたいと思っております。この取り組みは、いろんな形でリンクをしてくるものでありますので答弁につきましては、投票機会の確保をどうするかという点で、まとめてお答えいただければと思っております。

まず冒頭でも申し上げました、1人では移動が困難な高齢者の方などの支援をどのように行うかと言う点であります。

先ほども少し触れましたが、各自治体で行われている取り組みとして、無料送迎バスやタクシー券の配布などがあります。今後ますます地域の高齢化が進む中で、こういった取り組みが必要になってきてると感じております。

私に御相談いただいた方は、知り合いの方に投票所まで連れて行ってもらったようであります。しかし、そうやって頼れる方がおられない方は、投票には行けないということになります。また、家族であれば、大丈夫かもわかりませんが、この知り合いの方が連れていくというところは気をつけないと、干渉罪に触れる可能性が出てくる、そういった危険をはらむことにもつながってくるということ

なので、あまりそこに自治体自体が頼るといことは、私はいかなものかというふうに思います。ですから、そういう現状が見られているのであれば、なおさら危機感を持って、しっかりと役場が何ができるのかということを考える必要があると。

他の自治体の中には、この介護タクシーで送迎を行っているというところもあります。介護タクシーだけではなくて、ストレッチャーを積んで、車椅子に乗らない方もストレッチャーに積んで、投票所まで送迎をする。それは、ある自治体では、前回行われた選挙では、対象者は1人です。で、ある自治体のこの介護タクシーの利用者は、僕の調べた自治体では3人でした。でも、その方たちの貴重な投票機会をしっかりと確保しようという自治体の、まさにあらわれだと、思いのあらわれだと思って、見させていただきました。

その点からもこの最優先の取り組むべき課題ではないかなと思います。ぜひこの無料の送迎や、例えばタクシー券の配布、そういったことも検討していただきたいと思います。

次に期日前の移動投票所についてであります。

現在、本町におきましては、先ほど課長からも御答弁いただきましたが、本庁舎と別に、2カ所、公民館において期日前投票を行っている。この2カ所を移動投票所と呼ぶかどうかは、わかりませんが、この箇所数を思い切ってと大幅に増やしていくということも考えていいのではないかと。これはなかなか投票所まで行けない方への支援にもつながるものだと思います。

本町で行っている移動投票所は公民館を利用したものでありますが、投票箱をワゴン車に積み込み、各地域を巡回していくという方法をぜひ検討していただきたいと。まさに移動する投票所でこの投票期間中、例えば町内の尾川、斗賀野、黒岩、加茂、それからこの中心部の各地域のある程度の地域のくくりの場所に巡回をして、投票をしてもらう、少しでも近くで投票できるような取り組みをする。ぜひそれを検討していただきたいと思います。

今回の参院選挙において、全国84の自治体がこの移動期日前投票所を活用したようでありまして、これは3年前の参院選の33自治体から大幅に増加した結果となっております。前回、6月定例会において私は町として進みゆく高齢化に対しての取り組みを、いくつかの視点で3点お聞きをいたしました。この投票に関する投票機会の確保に取りつつ、取り組みにつきましても、同じ視点が大事であ

りまして、移動の手段の確保、そういったことが必要であるから今ぐるぐるバスというコミュニティーバスが必要である、そして回っている、各地域を回っている。選挙に関しても、同じ視点で考えるべきであって、各移動手段がない。まして介護度も進んでおられる方はどうするのかという問題もございます。

先ほど私にいただいた、相談いただいた方の、その当事者から相談いただいた方から連絡いただいて、郵便投票できませんかと。でも今郵便投票は非常にハードルが高くて、戦傷病者や、それから障害者の級が高い介護であれば5ということになっていて、なかなかその郵便投票もハードルが高い。4年前に、国として法制化を一度検討を、この介護度5から3に引き下げる、その検討をされていたようですが、そのまま今、立ち消えになっている。これは国のことなので、ぜひ進めていただきたいなと思いますが、そういった流れの中にありますので、この高齢化が進んでいくということで、ぜひこういったことも検討していただきたいと思います。

で、この移動投票所と言えば、これは高齢者の方向けということではありませんが、いくつかの自治体では、例えばその自治体の中にある高校、その高校の、佐川町であれば佐川高校がありますがその高等学校の正門のところ、校内の中に、1カ所場所を確保して、移動投票で1時間、2時間そこに行って、そこで投票権ができた高校生に投票してもらおうということをしている自治体もございますので、ぜひこういったことも参考にしていただきたいと思います。

以上今、2点お話をしましたが、この投票機会の確保という視点でお考えをお伺いしたいと思います。

選挙管理委員会事務局長（片岡和子君）

はい。ありがとうございます。

全国の講じ例をいろいろ見てみますと、佐川町に合った取り組み、合ったというか、できそうな取り組みであったりとか、少し工夫をすることで、取り組める内容なんかもあると思いますし、高校生から選挙権ができたってということで、高校、例えば高校の前とかに移動投票所の設置であったりとか、いろんなアイデアが出てくると思います。

そして、チラッとお話もございましたが、本年度、地域公共交通計画の見直しも行っているというところで、佐川町全体としての、公共交通、あるいは移動手段をどうするか、どうしていくかという

ことが、検討されているというところで、そちらのほうの情報も頂戴をしながら、選挙に関しても、投票議会の確保という視点で、1人でも多くの方というか、実際行きたくてもいけない方が、行けるような、投票機会の確保に向けて、情報収集、それから調査研究、そちらのほうを続けてまいりたいと考えております。

本日松浦議員さんから御質問いただきました、また、提案をいただきました内容につきましては、選挙管理委員会の方に持ち帰りをさせていただいて、報告もさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。ありがとうございます。

11 番（松浦隆起君）

なんか締めくくりのような答弁をいただきましたが、まだ質問は続きますので、よろしく申し上げます。

この場で担当課長というか選挙管理委員会の事務局として、それから町長等がやりますということは当然言えない。選挙管理委員会でも検討が必要なので、ただ、ぜひ早急に選挙管理委員会を開いていただいて、これ言うていいかどうかわかりませんが、少しスピード感がどうかと思う。今までずっとそういう感じを私は抱いております選挙管理委員会について。ですから、スピード感を持って進めていただきたい。もう来年の4月には統一地方選挙があるわけで、佐川町の町は関係ありませんが、県議選があるわけですよ。ですから、ぜひ、それに向けて早急に、それを考えるともう早急に、開いて、今、課長が御報告と言いましたが、報告だけではなくて、しっかり検討していただきたいと思っておりますので。

もう1点、共通投票所についてお伺いをしたいと思います。この課題は、高齢者の方だけにとどまらず、すべての方を対象に投票がしやすい環境づくりに大事だと考えております。またこれは、町民の方からも希望する声を直接いただきました。町内のスーパーなどで投票できるようにしてもらえれば、投票しやすくなるし、投票する人が少しでも増えるんじゃないですかと。

この共通投票所につきましては公選法の改正により、2016年の衆議院選挙から駅の構内や大型のそういった例えばスーパーでありますとか商業施設に、自治体が投票所を設置できるということになっております。これまでの投票とは異なり、総投票所がある自治体で、選挙人名簿に登録されてる有権者であれば、誰でも投票できるというものでございます。高知市などでは、実施をされておまして、

大型商業施設の期日前投票が可能になっております。投票できる間口を広げるという意味でも有効な取り組みではないかと思えます。

昨年の衆議院選挙後、明るい選挙推進委員会というところが行った調査では、投票しなかったと回答した人のうち、38.4%の人が、駅やショッピングセンター、またコンビニ、そういったところで投票ができたなら、投票に行こうと思うと、答えております。本町にも、量販店が何店舗かございますので検討する余地は十分あるのではないかと。

先ほどから出ておりますぐるぐるバスの運行コースにも、この量販店は入っておりますので、それを使っていただいて、バスの無料券などを配布をして、その期間に、そういったスーパー等で投票してもらおうということにつながれば、少しでも投票の環境の向上につながるのではないかと思えますが、この共通投票所の設置につきましてもお考えをお聞きしたいと思えます。

選挙管理委員会事務局長（片岡和子君）

はい。町内商業施設等への共通投票所の設置についてという御質問であったかと思えます。

確かに買い物に行かない方はそんなにいらっしゃらないですし、行ったついでに済ませるってことはすごく利便性がいいかなとは思えます。

佐川町の量販店、大きい量販店、3つございますけれども、現在期日前投票所を開設しております、役場の割と近くにある状況があるかと思えますし、あと、やっぱり投票所で大事なことって言いますと、二重投票を防ぐ。この方はもう、まだ投票済まされていないのかなあ、まだ大丈夫ですかっていう、しても大丈夫ですかっていう確認のほうを、しなくてはならなくなりますので、もし量販店などのほうに設置した場合には、そのいつも御存知だと思いますけれども、例えば二ツ野とか峰とかに期日前投票にこられた方につきましては、電話で、「この方来られているけれども、期日前投票まだ済ましてないでね」って。まだ、まだやない、ごめんなさい。「投票用紙を渡して、投票させてもいいですか」みたいな、のような確認を職員間で電話によりしているところですので、そういったこともありまして、量販店のほうで期日前投票などをするためには、ネットワークを構築というかつなぎまして、そういった環境を整える必要もありますし、また人員確保のほうもしなくてはいけないというこ

とで、ハードルは高いのかなとは感じているところです。ので、現時点では、これらの手段、この手段を活用しての、投票環境の改善は考えていないところではあります。

が、去年3月、4月に、その投票の改善のために何ができるかっていう話し合いをした中では、やはりそういったことも視野に入れて検討を考えていったほうがいいんじゃないかなっていう御意見もあったように記憶をしておりますので、そちらのほうにつきましては、今後、考えていけたらとは思っています。

あるいはその量販店ではなくって、町内にあります、集落活動センターとか、あちらのほう活用ももしかしたら考えれるのかなあという可能性がありますので、そちらのほうもあわせて考えていけたらと思っております。以上です。

11 番（松浦隆起君）

今、課長から答弁いただいたように、さまざまハードルあることは当然承知の上で質問しておりますが、できないことを並べるんじゃないくて、何をすればできるのかをぜひ検討していただきたい。

これは、私がここで言ってるのではなくて、現実に町民の方から声をいただきました。役場が近いという話が今、課長からありましたが、その認識ではこの投票機会の向上にはつながらない。スーパーに行っても役場に足が遠い人はいます。距離の問題じゃないんですよ。だからその認識を変えていただいて、町民の声を聞いた上で、ここで立って質問している。この提案はしっかりと、その重さを受け取って、選挙管理委員会で実施に向けての検討していただきたいということを最後に強く申し上げたいと思います。

その選挙管理委員会というか担当課長、歴代もそうですがその認識を変えていかないと、私はいつまでたってもできないと思いますし、現実にやってる自治体が数多くあるわけです。じゃあどうやってその自治体がやってるのかということをもまずは研究したい、検討したいと思いますぐらいの答弁は、ぜひいただきたい。最後に一言申し上げたいと思います。

これでもう終わりますが、朝日新聞に書かれていた記事の中で、この移動投票所、記憶が定かでないんですがいの町は確か10カ所以上でやってると思います。で、このいの町選管の職員の方がその記事の中で、このように言われておりました。「この投票率の向上に移動投票所がどこまで貢献できるかはわからない」と。「でも、利用す

る人がいる以上、投票の機会を作るのは、選挙管理委員会の仕事だ」というふうに話されておりました。まさにその通りだと思います。これ大げさでも何でもなくてこの投票機会の確保というのは、民主主義の根幹をなす重要な取り組みであります。ですからぜひ選挙管理委員会の仕事として取り組んでいただいて、この投票機会の確保が一番大事な仕事ぐらいに捉えていただいて、選挙管理委員会でぜひ真剣に検討して、結果を出していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、この質問については終わらせていただいて3点目に移りたいと思います。学校からの要望事項の対応について、お伺いいたします。具体的には、各学校からの要望事項を、教育委員会、関係部署が、どういう基準、予算の考え方で取り組んでるかという、点でございます。

通学路の安全対策については、今までに2度ほど質問させていただいておりますが、学校施設も含めた、この要望事項ということについては、今回が初めて質問でございます。

毎年、各学校PTAから要望事項が要望書として、教育長に直接手渡され、教育委員会に提出をされていると思います。内容は、主に二つに分類されるのではないかと。一つは、学校施設に関すること。そしてもう一つは、通学路に関しての安全対策についてであります。この要望以外に、不定期で学校から要望が出されることもあるとは思いますが。この学校施設に関しては、ほぼ教育委員会内で検討できるのではないかと思います。この通学路の安全対策については、関係機関等との連携も必要だと思います。

そこでまず、お聞きをしたいと思います。この各学校から出された、要望事項に対して、どのように取り組んでおられるのか、そして最終的にどのように各学校、PTA等にフィードバック返答を戻しているのか、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

教育次長（廣田春秋君）

お答えをいたします。各学校からの施設に関する要望事項につきましては、ありますように細かいものは別としまして主に、当初予算の編成時に各学校から、教育委員会に要望を上げていただくということになっております。

その要望では、要望箇所、それから整備の内容、それから見積もりの金額等を提出をしてもらってます。それを受けまして教育委員

会事務局では、必ず各学校に赴きまして、その箇所を現地確認をいたします。その上で必要性や緊急性を精査をいたしまして、最終的に予算要求をするということになってます。その後予算査定におきまして、総務課、それから最終的には町長と協議をして、予算額を決定するというようになっております。

もう1個、PTAのほうから要望に来る、主に通学路というところにつきましましては、要望いただきます教育委員会に要望いただきましたあと、教育委員会内で、検討しまして、中を、各学校で対応できるもの、それから教育委員会として対応するもの、それから各関係機関と協議をするべきものというようなものに大別をしまして、またその実施時期等についても検討しております。特に通学路につきましましては、町道、それから県道国道に関係することがありますので、関係機関、国だと、国道維持の出張所やと。それから県だと土木事務所、それからもちろん町だと建設課等々、それからまた道路に関係することで、警察署にも御協力いただいて、どこの箇所をどういうふうにやりましょうかというような協議をさせていただいております。以上です。

11 番（松浦隆起君）

はい。ありがとうございます。

今回なぜこういうこと、こういったことをお聞きをしているかといえば、端的に言えば、この出されている要望事項がそのままになっているものがあるのではないかという点と、どうしてそういう状況が生まれるのか。そうならないためには、仕組みを変える必要があるのではないかと感じたからでありまして、これはもう以前から、感じていることでもありました。

例えば学校施設でいえば毎年毎年要望を出すけれども、何年間もなかなか購入をしてもらえない、設置をしてもらえない、そういったものが、現実としてあると。

通学路で言えば、安全対策について要望出しているけれども、なかなか改善につながっていない。こういったことが現実に課題としてあります。

教育委員会として必要だと考えて予算要望しても、先ほど、当初予算の時にというお話がありましたが、財政担当との協議の中で、落とさざるをえなくなる、切られるという言い方はしませんが、そういうことで、予算要求から外さざるをえない。4つではなくてこ

の3つにしてくださいと。そしてその1つに、毎年選ばれ続けると毎年購入してもらえないという現実がある。何年たっても購入してもらえない。そういったことが現実にあります。

何かということはこちらであえて言いませんが、どこの学校とも言いませんが、財政担当や教育委員会の考える優先順位と、学校現場の思いが違えば、極端な言い方をすれば、永遠に購入してもらえないということもあり得る。今そういう仕組みになっているように私には見えております。学校施設に関することも、この通学路に関することも、学校から出されてる要望は真に必要なものしか出ていないのではないかと。その意味からいっても、きちんと計画的に取り組める仕組みが必要だと。

ぜひ、今から申し上げるような取り組みを行っていただければなと思います。各学校から出される要望事項をやっておられるかもしれませんで、申し訳ないですが、リスト化をして、毎年毎年それを更新をしていく、年次計画を立てて、取り組みが済んだものは消し込みを行って、まだできていないものは、リストの中の優先順位を上げて取り組んでいくと。そうすれば、おのずと順番が上に上がっていくので、残っていくということにはならないのではないかと。何年も持ち越しになって、言い方悪いですが塩漬けになってるということは起きない。

で、予算的なことで申し上げれば、このふるさと寄附金の基金、以前、私が議会で提案して今基金を作っていたいて、今回の決算であれば3億6,000万ほど積み上がっているわけです。こういったことから、必要なことはこの基金からも有効に使っていただきたいと思えます。学校施設の改修や積み残しになってるものはぜひこういった基金から、財源として充てていただければと思えます。

通学路の安全対策についても、なかなか進まないという話は以前からあります。町道に関するものは、建設課で順次取り組んでいただいているとは思いますが、問題は国道、県道に関するものであります。以前の質問の折にも申し上げましたが、県道の危険箇所について何度も要望を上げているけれども、いつまでたっても改善されないということで、PTAの方から、私に当時相談があり、直接、県の土木事務所に要望して取り組んでいただいた例が、3回、3カ所あります。この役場の裏の県道、そこの一番最初に、ポールを設置したのも、その時であります。

当時の学校長にも許可を取って、私が言っているいいですかということで、ぜひお願いしますというお話をいただいて、県の土木事務所に直接お願いをして、結構早いスピードで設置をしていただきました。桂の入口のところの横断歩道もそうであります。

そういったことにならないためにも、通学路の安全に対する要望が学校PTA側から上がってきた場合に、先ほど、現地を確認しているということをしていただきましたが、現地を確認して、教育委員会はこれは本当に危険だと、早急に対応すべきだと判断をした案件の中で、特にハードルが高い、県道や国道、道路幅も限られておりますので、もうそういった中で、ハードルが高いものについては、佐川町からの正式な要望として、町長と教育長自らが陳情を行うと。そして危険箇所に向けての、解消に向けて動くと、それが私は早道だと思います。そして最終的な結論をしっかりと学校、PTA側に返していくということを行っていただきたいと思います。

現実に関今、何年も要望が出てる箇所もありますが、そこは道路の環境上なかなか難しい。でも、本当に難しいかどうか、最終できるかできないかという結論を、そういった箇所については、教育長、町長が直接、最終的には結論を聞いて、本当に無理なんだと、いうことなら無理だということを学校PTAにお返しをするというふうにしていかないと、毎年毎年同じ箇所が毎年毎年要望として教育委員会に上がるということに今なってると思いますので、ぜひその点についての解消をお願いをしたいと思います。

通学路についてはもう1点、平成24年に、ちょうど通学路のいろんな事故が起きた時分ではありますが、佐川町通学路交通安全プログラムが策定され、通学路安全対策連絡協議会が設置をされていると思います。

で、これ現在でも機能しておられるのか、お聞きをしたいと思います。

もし現在も存在しているのであれば、これに基づいて、安全対策についてしっかり取り組むべきだと思います。先ほどの国道や県道の要望についても、このプログラムの中で取り組んでいけるものと思います。この当時の連絡協議会の構成員を見ましたが、各関係、国道、そういう事務所、それから警察が、またPTAの代表が入っておりましたので、話が早いと思います。

以上学校施設の通学の安全対策の要望事項について、先ほど言い

ました、年次計画をしっかりと立てて、積み残しがないように進めるべきだと、その点についての申し入れと、最後の、今の通学路の交通安全プログラム、これについてご答弁をいただければと思います。

教育次長（廣田春秋君）

はい。お答えをいたします。

まず要望箇所が毎年毎年取り残されるということですが、確かに議員の御指摘の通りです。要望に対して、必ず予算がつくわけでは、ありません。そういうわけで施工方法の見直しとか、それから応急的な対応にとどめたり、または何年かに分けて実施したりなどして、何とか少しでも要望に応えるようにはしておりますけれども、最終的に優先順位を、学校と協議をして決定をしておりますけれども、その年では、事業を見送るといようなことも実際は起こっております。

それで、リスト化をしてというような御提案もいただきましたけれども、実際教育委員会のほうでも、リストという形をとっておりますけれども何年積み残しをしているということは把握をしておりますので、これについて、毎年毎年新しいこの箇所を直さないかとか、この箇所を整備しないかということが出てきて、結局優先順位をつけたときに取り残されるということが起こっておりますけれども、ここもう3年目やね4年目やねというようなことはちゃんと把握をしておりますので、そこら辺は、学校側と協議をするときに、最終的な優先順位としてどうしますかというようなところ、学校にもう少し主体性を持って、判断いただけるような形をとればなあというふうに思っておりますし、教育委員会としても、そこは財政サイドとお話をするときに、ここも何年目ですよというような話もしていきたいというふうに思っております。

それから、もう1点は、交通安全プログラムということですが、これは交通安全プログラムに基づきまして佐川町通学路安全対策連絡協議会というものがあまして毎年秋ごろに開催をしておりますので、その中でその中の一つの活動として、国道事務所だとか、土木事務所さん、それから警察さんと一緒に現地を確認するという流れがありますのでそれをした後、その会において、こういう状況ですよ、こういうふうに、対策をしますよということを御報告をしております。以上です。

11 番（松浦隆起君）

はい。その積み残しの部分が今答弁ありましたが、学校側でも考えてもらいたいという今答弁であったかと思いますが、そういう考えなので、残っていったらと。

だから、ルールを決めたらどうですかと、先ほど申し上げたのは例えば、次長言われるように、積み残しになっているけれども、それ以上に優先度が高いのは、来るので、結局それが残っていくと。だからそうなることでずっと残っていったらです。私に直接聞いてるのももう3年、4年残ってると。その理由を聞くと、子供たちの安全につながる非常に大事なものです。

だから、例えば2年ないし3年積み残したら、そこは先ほど言った、基金を充てるであるとか、その優先度とは別に、しっかりもうそれは予算措置をしていくと、それはぜひ町長にも、その辺はもうあえて答弁は求めませんが、しっかり検討していただきたいと。

今のようなことで、例えば学校側にも考えてもらいたいなんて繰り返すと、それはいつまでたっても進まない。で、学校側がPTAと協力して、何か寄附金集めて、学校がやってくれな町がやってくれないので変えましようかなんていう、そんな本末転倒なことに、なり得ることになってるわけです。それはきちんこの際に改善をしていただきたい。改善に向けて、もう一度検討するというのを最後答弁いただきたいと思います。

それから、プログラム、交通安全プログラムというのが、機能してて協議会が開かれてるという話でしたけど、もしそうなら、本当の意味で機能していないのではないかと。毎年その国道県道に関して同じことが今も上がってるということは、そこで最終的な結論をきちんと、どうしてできないのかということも導くような、お尻を決めるようなことをしていかないと、結局、毎年、教育委員会が一番よく御存知だと思うんですが、毎年同じことが上がってきているので、検討していただきたいと思います。協議会の中身のあり方であるとか、そのプログラムの進め方であるとか、その点について再度もう一度答弁いただきたいと思います。

教育次長（廣田春秋君）

はい、お答えをします。

積み残しのところですけどもここ、教育委員会としては2年、3年積み残してますよ、何とかありませんかというような話は財政サ

イド、総務課、それから町長ともお話をしていきたいと思ひますし、実際に4年度の査定で言ひますと、町長もみずから現場に来ていただひてというようないふこともありますので、特にお金、金目だけで財政サイドも判断してゐるわけではごさいませんので。なお、総務課財政サイドとも密に連携をしたいと、いうふうに思ひます。

それからもう1点、中学校の安全対策連絡協議会というところですが、ここをどのような形でマネジメントしていくかという話ですが、一定この協議会自体が報告、報告をする場と、いうところもありますので、決定機関ではありませんけれども、しっかりとこうして、対応はこうですよ、それに対してPTA初め地域の方からの意見、学校現場の意見もちゃんといえる立場、いえる場であるというようないふ形で、協議会を運営していきたいというふうに思ひております。以上です。

11 番（松浦隆起君）

はい。了解しました。

次長から、町財政のフォローをするようなこともありました、最終的には、予算は限りがありますから、その枠の中で判断をされている。ただ、ずっと積み残しになっているものは、どこかで判断をしないといふと、ずっと残っていくわけで、町長が就任されて、学校に足を運ばれて、というのはいふまでも町長からお話を聞きました。そうやってしっかりと見てくれておられます。

ただ、その中で、これは予算限りがあるので、来年度以降にという、それが来年度以降にというものが、何年にもなってくると、じゃあいつそれを済ますんですかといふことになるので、それはどこかでこれについてはもう、今回で3年目、4年目になるので、これは財政として措置しようといふと予算措置しようといふ判断を、これはぜひ教育委員会はお願ひをする立場なので、財政担当また町長のほうでしっかりと、来年度に向けて、この年末から始まると思ひますから、そういうことを考慮して進めていただひたいと思ひます。

またできれば直接もお願ひしたいと思ひますが、答弁は求めませんが、各学校の現場の方も、予算的な財政的なことを、わかつた上で、なかなかすべては無理でしょうといひながら、子供たちのために考えておられること、また通学路の安全対策についてもそうありますから、ぜひその思ひにも寄り添ひていただひて、子供たちのために、さまざまな事柄を進めていただひたいと、いふことをお願

いしまして、今回の質問をすべて終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、11番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

ここで15分間休憩します。

休憩　　午前10時30分

再開　　午前10時45分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、9番、坂本玲子君の発言を許します。

9番（坂本玲子君）

おはようございます。9番、坂本です。通告に従いまして、質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

私はそろそろ、どう最期を迎えるか考える年齢になりました。

友達の間では、なるべく元気に自分のことは自分でできる生活を過ごし、最後あんまり周りに迷惑をかけずに、ぽっくり行けたらいいねという話をしています。しかし、死に方を自分で決めることはできません。尊厳を持った死に方は、どうすれば実現するのでしょうか。それに近い形で最期を迎えるために、町として何ができるかを考えてみたいと思います。

先日、町内の介護施設を視察しました。その施設では、病院でさまざまな機器につながれて、最期を迎えるのが本当に幸せなのかという疑問を持った方が、開所された施設でした。病気や認知症になっても、最期まで人間らしく自分らしく生き最期を迎えられるよう、さまざまな工夫がされていました。

天気の良い時は散歩をする、施設内で洗濯物を畳んだり、食事の準備の手助けをしたり、入所される方が持っている能力を、最大限生かし、毎日を過ごす生活をしていました。日中も毎日、ともに過ごすことができるよう、採算を考えずに対応しているとも聞きました。また、身寄りのない方のために、墓地まで購入されたと聞きました。家族の方と丁寧に話し合いをされて、どう最期を迎えるか決めていく、過剰な医療に頼るのではなく、自然体で最期を迎えたい方には、それができるシステムづくり。システムを作り上げていた

のです。

その施設は訪問看護ステーションと契約をし、年齢的に医療を受けても、回復の見込みのない方は、もう最期のときを迎えそうなきには、事前に診療していただき、その訪問の24時間以内であれば、医者が死亡診断書を書けると聞きました。その施設で亡くなった方は、自然に人生を終えられるとも聞いています。

私の友達は、90歳を迎えたお母さんと話し合い、もしものときに、病院に入院させるのではなく、介護施設で穏やかに最期を迎えることと決めました。そのお母さんは、亡くなる、その日の午前中に日記を書き、家族とも面会し、最期を迎えられました。

社会にもたくさん入所できる高齢者施設があります。佐川町の入所できる高齢者施設で最期を迎えることができる施設はどれぐらいあるのか。また、入所できる高齢者の施設の数とともに、お答えいただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。佐川町内で、高齢者の最期を迎えられる施設というところではまず特別養護老人ホームっていうのがありますが、それは町内で2カ所、それから、いわゆるグループホームとか、認知症対応型共同生活介護ということになります。グループホーム、こちらのほうが合計、町内で5カ所、ということで介護保険のサービスの中ではですね、そういった施設がございます。以上です。

9番（坂本玲子君）

先ほど、質問しましたがみとりのできるシステムのある施設の数もあわせてお答えください。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。町内で、いわゆるみとりをですね対応できる体制をとっている施設といたしましては、2カ所ございます。その中のおそらく、坂本議員が聞かれたところはその中の2カ所の中の今1カ所に含まれるかというふうに思っております。以上です。

9番（坂本玲子君）

みとりについて考えますと、訪問看護ステーションの設置は必要です。この近隣では、越知町の前田病院が訪問看護ステーションおちを開設しています。この訪問看護ステーションは、24時間体制

で、高齢者のみならず、障害のある方にとっても安心を与えることができています。

佐川町の高北病院でも、訪問診療や訪問、訪問介護を実施していると聞いています。この訪問診療、看護が対応できる曜日や時間帯はどうなっているのでしょうか。

高北病院事務局長（池内智保君）

坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

実施日時は、基本的に平日の午前8時半から午後5時15分となっております。

御質問に対しての回答これなんですけれども、実際、当院が行っております今の訪問看護の内容について、この場を借りましてご報告させてもらってもよろしいでしょうか。

高北病院では、在宅医療として、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリを行っております。そのうち訪問看護につきましては、3月の定例会で御説明させていただきましたとおり、担当看護師を1名増員して、2名の担当看護師で、体制を実施しております。現在22名の患者さんに対しまして、月延べ80回から、多い月は90回ほど訪問をさせていただいております。

先ほど申し上げましたとおり、実施日時は基本、平日の8時半から午後の5時15分までではございますが、訪問看護は常に御家族と、患者さんの御意向を聞きながら対応しておりますので、夜間休日に容態が悪くなった場合も、それぞれの御意向により、訪問看護師を、訪問看護師に直接連絡するようにしている場合か、病院の日当直の外来看護師に連絡する場合など、あらかじめ決めております。その時の病状によりまして、夜間でも担当看護師が訪問する場合もございますし、後日、当院の主治医による往診とか訪問診療につながる場合もしくはもうそのまま緊急に救急外来に来てくださいという場合がございます。

また在宅でのみとりにつきましても、以前から高北でも対応している例はございます。今年度におきましても、すでに数例対応しておりまして、5月の土曜、日曜に訪問看護が必要であると判断した事例におきましては、主治医も含め、休日の体制を整えました。土曜と日曜日に訪問看護を実施しまして、日曜日には主治医によるみとりを行ったということになりました。

現在の当院の対応は、2人の看護師の勤務ローテーションを組ん

で、常に土日、祝日も訪問看護を行うという、そういう体制はとれませんけれども、こういったニーズに合わせまして、平日は2名体制で行い、休日対応が必要な対象患者さんがおられる場合は、5月の事例のときのように、体制を整え臨機に対応するという体制で、今年度も取り組んでおります。

長くなりましてすいません。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

池内事務局長になってから、訪問看護の看護師を2名に増やすなど、町民に寄り添った、医療が提供できるように最大限の努力をされていることは、非常に感謝をしています。

しかし、高齢者施設の場合は、みとりを行うためには、看護師の常勤か、24時間体制の訪問看護ステーションとの契約が必要です。今後、まだまだ高齢者が増えます。佐川町民がその地域に住み続けられるよう、ぜひこの高北病院にもこの訪問看護ステーションを、設置していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

高北病院事務局長（池内智保君）

お答えさせていただきます。近年特に、在宅医療のニーズが高まりまして、住民の方々からも、私の方へも1月に、本年1月に直接御要望も承っております。

その御要望に少しでもお答えしたいと思ひまして、今年度はできることは何かということころで訪問看護担当を1名増員して対応しております。

訪問看護ステーションとなりますと、365日24時間との体制となります。その実施に向けては、当然スタッフが6名、7名は必要だと思いますし、設備も整えなければなりません。スタッフの確保、収益と費用の面、また、佐川町にどれだけのニーズがあるかもしっかりデータ収集をして調査をしなければならぬと考えております。

ただ公立病院でありますので、住民の皆様の御要望にはできる限りお答えをしていかなければなりません。ただし健全な経営を行わなければ、病院の存続自体が難しくなるといった現実も、ございます。不採算部門であっても、町立病院として実施するというのであれば、当然、町財政との協議も必要となってきますし、町の介護事業計画にも関わってくることであると思っております。

訪問看護ステーションの実施に至るまで、しっかりとした計画と、データの収集、スタッフの確保などということで、準備の年が必要

だと思っております。すぐにといいわけにはまいりませんが、人生の最終段階の医療を必要とする患者さんや御家族に対しまして、不安を解消し、患者さんが望む場所で、みとりを行う体制を構築するっていうことは重要なことだと考えております。

そういうことで今、今当院ができることは、何か最大に最適にできることは何かを考えましたところで、御家族と患者さんの御意向を最優先として、休日夜間の対応と、必要なときは在宅でのみとりもできるようにという、できる限りの今できることを、町立病院として行っているところでございます。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

看護師の6名、6人がね、必要だと。それから経済的にも非常に大変だというお話でございましたが、本当に経営的には難しくなることと思います。しかしこの施策は、高齢者のみならず、重度の障害者を在宅でみる場合にも大いに役立ち、安心を与える施策です。

町立病院として、住民に寄り添った医療の形を考えるためには、町立病院がそういう24時間体制のみとりシステムができるような訪問看護ステーションを設置することは、必要だと思いますが、そういうその財政面を考えますと、町のサポートがなくては難しいと思います。そこでやっぱり町長の英断が必要です。ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

おはようございます。坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今現在の高北病院のほうにおきましては、先ほど事務局長のほうから御答弁がありましたが粛々と取り組みを進めていただいております。

坂本議員のおっしゃるとおり、現代社会におきましては、少子高齢化が進む中、住みなれた地域で自分らしく人生の最期まで過ごすことができるよう、医療介護予防生活支援サービスなどが一体となって、地域内で提供できる地域包括ケアシステムの構築が進んでおる状況でございます。この件につきましては、高知県佐川町にも大きな課題となっているところでございます。

先ほど、事務局長より回答させていただきましたが、訪問看護ステーションの実施につきましては、在宅医療のニーズが高まりまして住民の皆様からの要望もあることから、実施に向けては、データ

の収集や、調査また人員確保などの点もありますので、町財政、そして関係機関とも、しっかりと協議をさしていただきまして、地域になくはない公立病院として、住民の皆様の御要望に可能な限りお応えしていかなければならないと考えておりますので、実施に向け、病院事務局でも今後しっかりと検討していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

9 番（坂本玲子君）

どうぞよろしくお願ひします。

佐川町は公立病院ですが、越知町で実施をしている前田病院は私立病院であります。その私立病院でも設置できるという状況でありますので、佐川町もぜひ前向きにやっていたきたいと思ひます。

さて高齢者施設に入所した場合の入所者の過ごし方について考えてみたいと思ひます。

いろいろな入所できる高齢者施設があり、入所される方の介護度もいろいろです。しかし施設に入所したら、食事や洗濯、掃除まですべてお世話してくれて、お客さん状態にいるというところ、認知が進んだり、運動能力が低下したりします。もちろん施設側もさまざまな工夫をしてくれていると思ひます。

女の方が長く元気で生きられるのは、毎日の家事があるからではないかと思うことがあります。誰かの役に立てるのは、生きがいになります。その方に残っている能力を最大限に生かして、誰かのためになっているという自覚が持てる活動も、そういう施設で取り入れていただきたいと思ひますが、そういう指導は、健康福祉課の方ではできるでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この高齢者施設、介護施設につきましては、入所される方にとってはですね、終の棲家というふうにいえると思ひます。ですので、その方にとっては、家であってですね、また、小さな社会でもあるというふうにお願ひしております。

その意味におきまして、入所される方が、お客さんということではなくて、他の入所者とかですね、あと施設に役立つような、何かこう役割があれば、人生もですね豊かに過ごせるというふうにお願ひしております。

町内のグループホームとか、そういったところにつきましては、

先ほど坂本議員おっしゃっていただきましたが、入所者に得意なこととかですね、そういう役割を持たせて、一人一人が充実して暮らせるように、各施設それぞれが工夫をされております。また町といたしましても、定例的にですね、会合を持ったりとか、運営協議会そういった職員が入る場がございます。その中で、施設の運営についてもですね話をしたり、ときに指導したりということがありますので、経営的なものだけでなく、そういった入所者が豊かに過ごせるというような取り組みについてもですね、話をさせていただいて、指導というよりは、アドバイスとか一緒に考えていくとかですね、そういったことで対応させていただきたいと思っております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。

ぜひですね、人生の最期を豊かに過ごせるような、そんな入所施設であるように、佐川町全体どこへ行っても、そういう素晴らしい介護が受けられる、素晴らしい毎日が過ごせる、と、そういう施設にしていていただきたいと思います。

さて、最近のグループホーム等の高齢者施設に入所したとき、入所費用のほかに、病院にかかったときや介護を受けたときの負担、おむつや食費、日用品などが必要ですので、聞いたところによりますと大体 12 万から 15 万くらい必要だと言われております。

会社員や公務員の方は年金が 15 万円近くありますので、少しの蓄えがあれば、グループホーム等の高齢者施設に入ることができます。しかし、国民年金だけの方は、月額最大 7 万円弱です。子供が毎月その不足分を負担するには無理があります。そういった低所得の方が入所できる手だては何かありますか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この低所得の方が入れる施設というところで費用の負担軽減につながる制度だと思いますが、これは介護保険制度の中でですね、例えば、特別養護老人ホーム、そういったところにつきましては、介護保険制度の中で、負担軽減の限度額認定とか、そういった制度があります。住民税の非課税世帯であって、預貯金がですね一定程度、以下であるという方については、毎年度申請をしていただいて、食費であるとか、住居費であるとかということが軽減されるという制

度があります。

ただ、グループホームに関しましてはですね、この制度の対象外ということで国の方でそういう線引きをされておりますので、グループホームに行く、入居される方についてはですね、一定程度、先ほどおっしゃっていただいたような負担がのしかかってくるということで、これはちょっと国の制度に関わることでありますけれども、なかなかその部分でですね、軽減を図っていくのは、今現実的にはですね、佐川町のほうではないというような状況でございます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

ではですね、佐川町で、例えば 75 歳以上、ひとり世帯になって、生活保護を受ける場合、幾らくらいの扶助費が支給されるでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

高齢の世帯で単身であればですね、在宅ということであれば、おおよそですけども、6 万円台ぐらいの生活保護費ではないかと。収入がないとした場合ですけども、が基準額というふうに考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

私も調べさせていただきましたが 6 万よりちょっと上ですね、それに、住居がない場合は住居費が出まして、そういう場合に、9 万 560 円程度の支給になるかと思えます。

生活保護受給者になったら、税金はかかりません。介護保険料や健康保険料もかかりませんし、1 割負担もなくなります。9 万円あまりの扶助費が入れば、探せば町内でも入所できるグループホームもありますし、高齢者住宅もあります。私の調べたところでは家賃や食費を合わせて、月 7 万 3 千円で入所できるところもありました。

ということは、生活保護受給者はグループホーム等の高齢者施設に入れるということです。

もちろん生活保護の方が、そういった施設に入所できるのは歓迎をしています。ところが年金が少ない低所得者、いわゆる非課税世帯の方は、介護保険料や健康保険料もかかりますし、利用した場合の負担も必要です。国民年金だけの場合は、年金額が 7 万弱ですのでとても入れません。そんな方は本当に真面目な方が多くて、なる

べく国のお世話にならないようにして必死で頑張っている方々です。年金の少ない方はみんな生活保護を受ければいいのでしょうか。

私は単純に考えても、生活保護世帯の方は入れるのに、そういう低所得の方が入れない、こういった制度はおかしいと感じました。

課長は、それはおかしいと思いませんか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

坂本議員御指摘のとおりですね、有料老人ホーム、それからグループホーム、こういったところは、例えばです年金生活、国民年金ですね、そういったところだけで生活している方には、非常に厳しい料金設定になってるところも多くてですね、実際ですね先ほどおっしゃっていただいた生活保護の制度、そういった入居の住宅費、そういったところのそことですね、矛盾を感じるところも、正直ございます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

例えばですね、特別養護老人ホームで、食費の軽減措置があるように、グループホームや有料老人ホームでもそれが適用できれば、何とか入所できるのではないかと考えますが、そういうふうにやることはできないでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

このグループホーム等ですね、入居費用の支援といいますか助成といいますか、そういったところについては、これはそれぞれの自治体がやるということであればできないということではないとは思いますが。

ただ、そうなってくるとそれぞれの介護保険の本制度の中でやるのか、あるいは一般財源でやるのか、そういったところの議論も必要ですし、当然、関係者との話もしていかなきゃというところがございます。

佐川町としては基本的には今現在そういった議論をしているわけではありませんが、そういう話もあるとは思いますが、まずグループホームとか、有料老人ホーム、佐川町内にあります。そういったところの民間が経営しているところもありますので、そういった低所得者が入りやすい環境はどういったものがあるかといったところは、まずは関係者ですね、問題意識を共有して、対応ができ

ないかどうかということをお話をさせていただくのも一つだというふうに思っております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

本当に国が決めた食費軽減の制度ですので、すぐに変えるのは難しいかと思えます。しかし憲法 25 条には、「すべての国民が健康的で文化的な最低限の生活を営む権利がある。」とうたわれ、生活保護は、それに基づいて、扶助費が算定されています。その生活するのに必要な金額以下の年金額があるという現状に私は唖然としました。生活保護以下の生活を強いられている現状を考えますと、町は、国や県に制度の改善を働きかけていただきたいと。

もう 1 点、私の調べた町内のグループホームでは、食事や家賃を含めて 7 万 3 千円、それに介護保険料負担が要介護さんなら 2 万 5,650 円。合わせて 9 万 8,650 円、そのうち食費負担が 3 万ですので、そこが軽減されれば何とか入れる可能性が出てきます。今のままでは、町が何もしなければ入れません。しかし町がそういうふうな国での食費軽減措置のような制度を導入するなり、介護保険、介護保険の中の、介護負担料の 1 割を軽減するとか、そういうふうな対策をしていただきたいと思えますがそれについては、どう思えますか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

国の制度とかに関わる部分につきましては、さまざまな場面でですね、国、県へ意見を言う場面があればですね、そういうふうになっていきたいというふうに思っております。それから町がとれる対応につきましては、今ですね坂本議員からそういった課題、今、問題提起といたしますか、していただきましたので、それを踏まえてですね、今後介護保険の運営協議会であるとか、そういった場です、議論をしていきたいというふうに思っております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

先ほども言いましたが、私は生活保護受給者が高齢者施設に入所できるのに、年金額の少ない低所得者層は入所できない事実で唖然としました。佐川町の高齢化率は上がり続けています。高齢者が安心して住み続けられる佐川町になるためには、しっかりと住民の声を聞く必要があります。尊厳を持って生き、尊厳を持って死んでいけるような、そんな制度にしていきたい、低所得者でも介護施

設等、高齢者施設に入所できるよう、食費軽減や、介護負担を減額していただきたい。

また、先に言いましたが、訪問看護ステーションを高北病院に設置して、自宅で最期まで暮らしたい人や施設に入っている希望があれば、そこで最期を迎えられるような、そういう住民に寄り添ったシステムづくりを作り上げて欲しいと思います。

町長は住民の声を聞いて施策を打ち出すと公約されました。町長は住民の声を聞き、子供たちやその保護者のために、給食費無料の施策を打ち出しました。また、奨学金返済で苦しんでいる若者に、その補助金を出すことを英断されました。次は高齢者です。高齢者になり、病気になり、1人で苦しんでいる高齢者のために、安心して施設入所ができる施策、安心して最期を迎えられる施策を打ち出していきたいと思いますが町長、いかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

先ほど坂本議員から冒頭に、私もそういう年齢になってきたというんですが私ももう60近くなりましてそういうこと考えないかなと先ほどふと思ったんですがまだまだ元気で頑張っていきたいと思っております。

やはり今度は高齢者ということですが、やっぱり健康福祉課長が御答弁をさせていただきました通り、低所得者が入る制度とかですね、国の制度がありますので一定変えるのは、町としては難しいと考えておりますが、佐川町で何ができるのか、また町として、どんなことをして対応していくとかということはどうですかしっかりと関係機関とも協議をしながら、取り組みを見いだしていきたいと考えておりますので、御了承いただきたいと思っております。

9番（坂本玲子君）

ぜひですね、住民が安心して住み続けられるまちになるよう、これからも頑張っていたきたいと思ひまして、1問目を終了いたします。

2問目にまいります。

来年度、牧野富太郎博士を主人公にした、らんまんの朝ドラが決まり、多くの町民が喜んでおります。そしてこれを契機に、県を挙げて観光を推し進めようとしています。佐川町でも、牧野富太郎博士顕彰事業を推し進めるべく取り組みを進めています。

佐川町は先見の明がありました。これを見通していたかのように、牧野公園では、平成 26 年 3 月、佐川町牧野公園整備計画策定業務報告書が出され、10 年計画で、牧野公園リニューアル事業を 2014 年から実施をしています。また、公園事業以外にも、まちまるごと植物園事業を展開しています。

この牧野公園リニューアル事業は、2023 年、すなわち来年度 10 年となります。町は、公園担当の職員を置き、住民たちや観光協会の方々とともに、この 10 年間事業を進めてきました。

まず、この二つの事業の総括と今後の方針をお聞きします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

坂本議員の御質問にお答えいたします。

牧野公園整備事業につきましては、町の中心部であります上町奥ノ土居地区を重点区域といたしました歴史的風致維持向上計画に基づきます、佐川、文教、歴史のまちなみ整備に向けました事業の一環といたしまして、平成 25 年度に立ち上げました、牧野公園リニューアル検討委員会、これによりまして策定を行いました佐川町牧野公園整備計画に基づきまして、事業のほうを展開してまいりました。

牧野公園整備計画の目標といたしましては、牧野を冠した公園といたしまして、また、植物の生が息づく公園として牧野博士の聖地にふさわしい、全国に誇れる公園を目指して、公園を目指すべき目標といたしまして、牧野博士にゆかりのあります植物 150 種を植栽、また観賞のできる公園を目指して整備のほうを進めてまいりました。御存知のようにこれまではなもり C-L-O-V-E やチーム田村の皆様を初めまして、多くの方々に公園を愛し、育てていただきました。

この結果、現在では牧野博士にゆかりのあります植物を季節ごとに約 400 種楽しんでいただける公園となりました。

これまで作業にかかわっていただきました多くのボランティアの皆様のおかげで、このようなすばらしい公園となりました。本当にありがとうございます。この場をお借りいたしまして、お礼を申し上げます。

次に、まちまるごと植物園事業につきましてはですが、こちらにつきましては第 5 次佐川町総合計画、こちらに位置付けをしております、植物を中心としてのまちづくり、これを目指しまして、各事業のほうに取り組んでまいりました。

この事業の核となります、牧野公園整備につきましては先ほどご

説明させていただいたとおりですが、牧野公園整備計画に基づきまして事業のほう行ってまいりました。

また、その他では、町内各地域で山野草の植栽、これなどのワークショップの開催や、それぞれの御家庭で花壇や鉢植えなどをしていただいているところで楽しんでおられる方、こういった方に協力のほうをしていただきまして、ロゴプレートを設置する事業、こういったことを行いまして人と人とのつながりを作ってまいりました。

こうして取り組んでまいりました牧野公園整備事業や、まちまるごと植物園事業につきましては、これからも町民の皆様の負担にならないよう、育てることを楽しんでいただく、こうした活動を継続していただくことができるよう、町としましても、事業を通じましてまちづくりのほうを行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

9 番 (坂本玲子君)

本当にですねチーム田村の方々や、はなもりC-LOVEの方々の御協力のおかげで、すばらしい公園になってきていると思います。

この整備計画では、公園のみならず、植物を生かしたまちづくりとともに、誘客方法が提案されています。6つほど提案をされていますが、バイカオウレンのまちづくり、西谷のクマガイソウの群落づくり、名桜10選の選定、聖地を歩く6コース、貴重種の鉢植え、佐川城跡の整備、など6つの事業が組みられています。

この事業の振興はどうなっているのか、今後これらの事業をどうするつもりなのか、お伺いいたします。

まちづくり推進課長 (岡田秀和君)

それでは順番にお答えいたします。

先ほど坂本議員のほうから6つの事業ということで御質問をいただきましたが、まず、バイカオウレンのまちづくり、こちらにつきましては、牧野公園のほか、地域の活動といたしまして加茂地区や西山地区などでも、鑑賞することができるよう、現在整備、保存のほうが行われております。こうした取り組みにつきましては、SNSなども活用いたしまして、町内の機運を高めていきたいと、いうふうに考えております。

次、西谷クマガイソウ群落づくり。

こちらにつきましては計画のほうにもございますが、金峯神社に隣接する町有地がございます、この土地がクマガイソウの生育地

として適しているのではないかというふうに言われておりました。

しかしながら牧野公園内におきましては、クマガイソウの生育に適しているのではないかというふうに思われる土地がございましたので、現在こちらのほうでですね試験的に生育状況のほう、観察、進めている状況でございます。

あと、次の名桜 10 選の選定ということですが、町内には大径木の桜が数多く生育をしております、桜の種類も多く、3月中旬から4月中旬まで、約1カ月間、町内で桜を巡ることができる状況となっております。

こうした桜の中から、町内の名桜 10 選としての現在候補というのはあるところですが、個人の土地に生育しているものや、あとそこから向かいますその侵入路、駐車場などの問題もありますので、現在あまりまだ、広く周知をするまでには至っていない状況というふうになっております。

4つ目の聖地を歩く6コースにつきましては、牧野博士が幼少期を過ごしました。上町地区周辺から博士にゆかりのある植物などを楽しむことができる道を、聖地を歩く6コースとして位置付けのほうしております。佐川観光協会におきましては毎年虚空蔵山のコース、こちらのほうを活用した、山野草を楽しむイベントのほうを開催しております。

今後におきましては、ドラマの効果などもありますのでお客様も増えてくると思います。山野草のみならずですね牧野博士にゆかりのある道といたしまして、追体験を味わっていただくなど、こうした工夫なんかも必要じゃないかというふうに考えております。

次に貴重種の鉢植えでございますが、山野草の植栽などワークショップ等によりまして参加者に楽しみながら育てていただいております。

また、牧野博士生誕祭におきましては少量でございますが、販売などの実績もあるところですが、産業振興につながるといったような取り組みまでは、現在至っていないという状況でございます。

佐川城跡の整備、公園に追加の部分ですが、これにつきましては、佐川城跡の整備につきましては、第二期の佐川町歴史的風致維持向上計画、これ第二期の令和元年から10年までの10カ年の計画なんです、こちらのほうにおきまして令和5年度から、整備の内容等につきまして協議検討を進めていくということになっておりますの

で、来年以降、こちらのほうについては事業のほうを進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

着々と植物を活用したまちづくりも進んでいるようにお伺いしました。

私もいろいろ調べさせていただきましたが、10年前、事業開始当時、さまざまな団体が関わり、多様な主体が集まって、公園整備が始まりました。現在もチーム田村とはなもりC-L O V Eの方々が主体となって、公園整備に取り組み、大きな成果を出してくれていることに非常に感謝をしております。

現在、チーム田村はある意味、有償ボランティアとして関わり続けていますが、はなもりC-L O V Eは、多様な主体の集合体として発足しましたが、今は団体の関わりがほぼない状態、すなわち個人が自由参加する形になっています。はなもりC-L O V Eの名前は冠しておりますが、当初の理念、多くの主体、参加からはかけ離れた実情で、はなもりC-L O V Eと名乗っています。この状況には少し疑問が残ります。住民が主体となる団体を育て、町がサポートしていく形に変えていく必要があるのではないのでしょうか。

また、無償ボランティア、作業チームの方は無償ボランティアでやっていると聞いておりますが、そういう無償ボランティアではなくて、有償ボランティアの方向で検討してはどうでしょうか。住民主体での組織化有償ボランティアにしていくことについてのお考えをお伺いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。

はなもりC-L O V Eとして作業に参加していただいている方には、牧野公園の山野草を育てることを楽しみにされてる方、またイベントなど、広く取り組みを展開していきたいというような考えを持っている方など、さまざまな考えの方がおられるのが現状というふうになっております。山野草の植栽など育てることを楽しむフィールドといたしまして、参加していただいている方には、今まで通りですね、人との交流の場として牧野公園を活用していただければというふうに思っております。

また現在も公園管理としまして必要な管理作業につきましては、シルバー人材センターに委託をしております、これチーム田村の

ほうが作業のほう行っていたいておるところですが、こちらにつきましてはこれまでの作業や経緯のほう、十分に把握した上で、今後の管理方法等につきましても、現在関わりを持っていただいております皆様とも十分協議を重ねながら、検討のほう進めていきたいというふうに考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

お返事がちょっと少なかったかと思います。住民主体での組織化っていう点については、どのようにお考えですか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。

住民を主体とした組織としてですね立ち上がっていただくところは町といたしましても、本当に心強い団体ということになりますが、このはなもりC-L O V Eにつきましては、当初からですね、まずその作業をしていただくこと、こうした方をメインにはなもりC-L O V Eという位置付けをしておりますので、組織化というふうにはなっておりません。ですので、こういったですねドラマの効果等もありまして、これからそういった団体なんかが出てきていただけるのではないかとというようなところも感じているところです。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

もともとそうではなかったと。もともとそうではなかったではないですよ。はなもりC-L O V Eができたのは、その時に、いろんな団体が集まってはなもりC-L O V Eを作って、そこから始まっておりますので、それが変遷をして、今その住民が手を挙げてその個人参加の形になっているということですので、本当に、私もそのお手伝いをされている方々からいろんな意見を聞いておりますが、やっぱり自分たち、住民主体ってことは住民がああやりたいね、こうやりたいねっていうふうに主体的に考えてやっていくと。

で、そこと役場が抱えるボランティア団体とは全然違うものでありますので、やっぱりそこら辺の住民主体の組織化っていうのは大事なことではないかと私は考えております。

また植栽の事業を行っておりますが、それを産業振興にまで高められていないのも問題です。その必要性を認識して育てていく視点でのサポートもすべきだと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。牧野植物園なんかでは、そういった植栽のほうですね、販売等しているというふうなことも伺いしております。

現在、先ほどもお答えをさせていただきましたが、牧野の生誕祭のほうで山野草の販売、こうしたものは少量であります、やっているといるというところでは。

大きななりわいとしてのですね産業振興まではなかなか難しい部分もあろうかと思いますが、今後ですね道の駅のオープンでありますとか、それから観光協会のほうも、今、活発な活動を進めておりますので、こういったところですね販売につながるような、またそうした活動が、活動に取り組んでいただけるような、そういった方につきましても、今後事業を進めていく中でですね、いろいろと探していきたいとそういうふうには考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

本当にそういう方も見つけ出して本当に私らの周りでもサギソウを作っている方とか、いろんな方がおいでます。やっぱりその少しだけしか、今やってないっていうのはね、これから道の駅もでき、道の駅へ来たらその希少な植物が買えるとかね、そういうことでの、集客のためにも、そういう活動って本当に必要なものだと思いますので、また頑張ってやっていただきたいと。

このリニューアル事業が、一応来年度で終結しますが、そのあと牧野公園の取り組みはどんなにするつもりなのか、先ほどお答えいただいたときは、今のままでの継続っていう意味でしょうかそれとも、今のままではなく、どういうふうにするのかちょっと詳しく教えてください。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。

これまで行ってまいりましたまちまるごと植物園事業として取り組みを進めます植物を中心としたまちづくり、これの核、この核として牧野公園の取り組みは今後におきましても、人と人が植物を通じましてつながり合える場所として事業のほうの継続、こちらのほうは行っていきたいというふうに考えております。

公園内の管理につきましては、これまでシルバー人材センターの方に委託をし、主にチーム田村のメンバーや、はなもりC-L-O-V-E皆様を中心といたしまして作業のほうを進めてきております。

今後におきましても、こうした皆様の力をお借りしながら引き続

き継続してきた、継続した取り組みを行っていききたいというふうには考えております。

またソフト面といたしまして、この春からのですね、来春からのテレビ放映、NHKの連続テレビ小説こちらのほうも始まりますので多くの方が佐川町のほうにこられるというふうには考えております。

こうした皆様に満足していただくことができますよう、草花ガイドの育成、こちらのほうに力のほうを入れていききたいというふうには考えております。

草花ガイドの育成につきましては現在、佐川観光協会のほうに業務のほうを委託をしております、現在、牧野公園のほうでガイドを行っているメンバーを中心に、高知県からの講師、こういった専門的な派遣の事業もございまして、こうしたものも活用しながら、ガイドの育成に努めていききたいというふうには考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

先ほど聞きましたら牧野公園だけで 400 種類以上の植物があつて、その牧野公園だけの草花ガイドであつてもかなり困難、その何回かの講座を聞いて実施をしても、困難ではないかと思ひますが、それ、ちゃんと育てられるのか、見通しはありますか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。現在ですねこの朝ドラの関係で県内のそれぞれの自治体のほうが各事業に取り組んでおります。その中で、この草花ガイドっていうのは、それぞれの自治体におきまして、必須の事業というふうになっております。その中でも佐川町のほうは、これまでも牧野公園を中心に、数名のガイドの方がおりましたのでそこは、非常に心強いというふうには考えております。

坂本議員おっしゃいますようにいろんな聖地を歩くでありますとか、そういったところへのガイド、こういったものも本当にあればですね参加者の方は、非常に楽しめるんじゃないかというふうには考えております。

しかしながら公園内の草花ガイドの育成だけでも、これはすごく大変なことであるというふうに私自身認識のほうもしてございまして、こちらからですね、どれだけ広がりを見せるのか、そういったことをですねこれから育成の事業というところで、そういったことを視野に入れながらですね、事業のほうに取り組んでいききたいというふう

うに考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

本当にね、佐川町にはそういう牧野公園を整備してくださっているチーム田村の方や、それからはなもりC-L-O-V-Eの方、花に詳しい方もおいでますので、ぜひそんな方をね、の活躍ができる場があればいいかなと思います。それだけではなかなか難しいんじゃないかと。やっぱりその400種類で、その季節によって咲く花は違う。苗のところからして、大きくなって散るところまでっていうと1年をかけてもなかなかできないような事業でございますので、例えばiPadを使うなりして、より簡単なガイドができるような形も検討する必要があるのではないかと思いますがいかがですか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。

今現在ですねやっぱりそういうIT化というところも進んできております。

iPadの整備というところで行きますと、やはり今現在の公園内にWi-Fiの設備がない。こうした屋外でWi-Fiをどうするか、こういったところも考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

で、現在公園内をめぐる花めぐりというパンフレット、こうしたものもございますので、こういったものも活用しながらですね、ガイドさんがある程度、その植物、それから博士のいろいろなわれでありますとか、そういったものをですね組み合わせながらできる仕組み、そういったものを検討していきたいというふうに考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

本当にね草花ガイドがいたら楽しいなと言ったときに、私も思いますのでぜひ綿密な計画を立てて頑張ってもらいたいと思います。

次、観光振興、産業振興につなげていく事業の中で、聖地を歩くコースを作る事業では、佐川地区が一番おこなっているのではないかと思います。南側山ろくコースや、蘭林聖地から妙像寺に抜けるコースなどについて、今後どのようにするつもりなのかをお聞きします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。

牧野博士にゆかりのありますコースの整備など、こうしたものを進めようとする、住民組織の活動が始まったということをお聞きしております。これは町といたしましても大変心強くですね本当にうれしく思っております。

本年度につきましては、牧野博士の生誕 160 年記念事業ということでコース整備なんかには要します費用、こういったことにつきましても、補助をする制度のほうもございます。

こうした住民の皆様のお力を借りまして十分にですね町のほうも連携をとらせていただきながら、事業のほう進めていけたらというふうに考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

またですねそういう歩くコースっていうのは 1 回整備してもすぐに草が生えます。来年度以降も継続的な管理など、管理が必要です。地域の力を借りて、その地域の方々の団体に無償で継続的に管理をお願いするには無理があると思います。

公園などの維持管理の負担を町がしているように、このコースの維持管理に町がその費用を負担する方向での予算化をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。

先ほど御説明させていただきましたような補助事業につきましては、博士の生誕 160 年というところもありながら後、今回のですねドラマ化というところでの顕彰事業と、いったような事業というふうになっております。

せっかくですねこういった形で住民の活動なんかも広がってきているところをございますので、こうしたですね活動が続けていけるような、そういった事業につきましても、継続できるような方向で検討のほうしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

この聖地を歩くコースについてですが、これは、私は自然体験や佐川の文化、歴史を学ぶ上でも、この聖地を歩くコースは子供たちの教育においても大切だと思っています。見て触って遊んで、そういう実体験が何より必要です。その教材として牧野公園や聖地を歩くコースの見学体験は、子供たちに佐川の自然の宝物を伝える活動

になります。

他の町村では、バスを出して体験に力を入れているところもあると聞いています。サカワークの中にその内容を盛り込み、継続的に自然体験を実現して、子供たちが自ら育っていける環境を作っていく。ぜひその辺にも力を入れていただきたいと思いますが、教育長いかがでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

坂本議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘の通り、自然体験や佐川の文化、歴史を学ぶためにも、子供たちが牧野公園や聖地を歩くことは大切であると考えております。

さらに、地域教材サカワークを手にして、地域に出てみて触って遊んで、恵まれた自然と温かい町民の皆さんとの関わりの中で、情操を育てることは、子供たちの成長の上でも極めて重要なことと考えております。

かつて幼少期の牧野博士が恵まれた郷土の自然の中で、植物学に目覚めたように、幼少時の体験は子供たちの一生に大きな影響を与え、これから予想される厳しい時代を生き抜く力を育むものとも考えております。

予算におきましてもバスの運転手さんの手数料や、自動車の借上料を計上させていただいており、牧野公園については各小学校で遠足に位置づけるなど、町内共通の体験学習とともに、各校でそれぞれ特色のある地域、体験学習を実施しております。今後とも一層推奨してまいります。

サカワークの中にですね、直接その聖地めぐりというのはまだ想定してございませんでしたので、今のところないんですけどもまたあれ、あれをですね改定する際には、そういった項目も検討していきたいと思っておりますし、現在できるところではそれはさせていただきます。以上です。ありがとうございました。

9番（坂本玲子君）

よろしく申し上げます。本当に生きる力を育む教育ができるような。自然はそういう無限の可能性を持っておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

もう1点、佐川城跡については、令和5年からその計画をするというふうなお話がありました。実はある専門家からこの佐川城跡の、

に関連することで面白い話を聞いております。

今は手つかずですがその牧野の聖地を歩くコース、西谷から岡崎に抜ける道があります。その尾根のところを歩く、東に歩くと、佐川城跡につながり、牧野公園に出ます。またその途中の尾根を下ると神社にも行けます。

佐川城跡は、まだ手つかずとのことですが、もしこういうコースができれば、佐川城跡の整備だけではなくて、そのぐるっと一周できるような観光コースができるんじゃないかと。そういう意味では観光資源、産業資源、教育資源にもなり得ると思いますが、そういうふうな意見もありますが、その点についてはどんなふうにお考えでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。

先ほど説明させていただきましたように来年度から、その佐川城跡の件につきましても、協議検討のほう進めてまいりますので、そうしたこともですね考え方の視点の一つとして、しっかりと検討していきたいというふうに考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

よろしくお願ひしたいと思います。

観光振興、産業振興への展望について、少しお話したいと思ひます。

観光協会には新しく事務局長が就任し、頑張ってくれているとお聞きしています。公園整備やガイドの育成で、年々観光客は増えてきています。しかし、観光客誘致に力を入れているのに、そこで佐川町が潤う、お金を落としてもらふ施策が今はありません。佐川で観光して越知や日高でお金を落としているのが現状です。

佐川の人はあんまりガツガツしてない、儲けるつもりがない。高齢者は、無償ボランティアで満足して、商工会はこうなんか今まで通りみたいな、職員の方もそういうそのおっとりしているその佐川の、なんか人間性っていうのはすごくいいところでもありますが、なんかせつかく今、いろいろ頑張ってるのに、その産業振興ができないと、なかなか佐川がお金だけ使うて、っていうふうになりかねません。

しかし道の駅がもうすぐできますので、しあわせ財団ができて、道の駅は、佐川の人たちの所得向上させる可能性があると思ひます。

佐川に道の駅は作ったけど、佐川には全然お金が落ちなかった。そんなことにならないように、十分行政のほうで仕掛けていただきたい、サポートしていただきたい。そのあたりの戦略はどうなっているのでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。

道の駅の運営をいたします一般財団法人幸せづくり佐川では、道の駅での販売物や商品開発と日々ですれ奮闘のほうしているところでございます。

観光協会といたしましても草花ガイドの育成を初めまして、情報発信の充実など、主に受け入れ体制、こちらの強化のほうに努めているところでございます。町といたしましても、博士のドラマ化に伴いまして多くの観光客の皆様が、上町地区や、道の駅を中心といたしまして、佐川町のほうへ来られるというふうに思っておりますので、しっかりと対応していきたいというふうに考えております。

また牧野富太郎の顕彰事業のですね、補助事業のほうも現在進めておりますので、こちらのほうもですね再度、商工会等のほうも含めまして事業者にもですね、取り組んでいただくことができるよう、改めてPRのほうしていきたいというふうに考えております。以上です。

9番（坂本玲子君）

観光振興だけでなく、産業振興のほうもしっかり頑張っていたいただきたいと思います。

ところで、町が1,200万円もかけて作ったマキペディア。私はどこにあるのか調べましたがなかなか探すことができませんでした。あることがわかっているけど調べにくいということは、何も知らずにそこにたどり着ける人はまれではないのでしょうか。せっかく作ったこのマキペディアを有効に活用していただきたいと思います。

例えば道の駅や牧野公園、庁舎の入口にそれ専用の機器を設置して、牧野さんについて知りたい人がいれば、すぐマキペディアが見られるようにするとか、いろんなことができますが、それについて何か施策を考えていますか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。

マキペディアにつきましては昨年度、県の観光の補助事業のほう

活用いたしまして作成をいたしました。これにつきましては、牧野博士に関します情報、年代ごとにどんなことがあったでありますとか、あまり知られていないこんなことがあったとかそういった情報のほう、載せております。

こちらにつきましては、町のですねまちまるごと植物園のホームページのほうに掲載をしているところです。議員おっしゃいますように探しづらいといったような声も少なからずお聞きもしているところでごさいますして、本年度、このまちまるごと植物園のホームページのリニューアルのほうを行うよう事業を進めております。こちらのほうですとねそのマキペディアのほうへのアクセスしやすい方法、こういったところもしっかりと合わせてですね今検討し、事業を進めているところでごさいますので、今年1年ですとね、いい結果が出るように事業を進めていきますので、今しばらくお待ちください。以上です。

9 番（坂本玲子君）

せっかくお金をかけて作ったもんが埋もれることのないように、しっかり有効活用をどうすればできるかというのも考えていただきたいと思います。

実は聖地を歩くコースを何とかしたい。それだけではなく、自然と触れ合い体験して、人間としての生き方を感じ、考え、次世代に伝えたいと思う人たちが集まり、会を結成する過程に立ち会いました。その話し合いの中で、忙しい方々が、何かわくわくするねと言っていたのを聞いたとき、限りないエネルギーを感じました。これが住民主体で進むまちのあり方かなあと感じました。やる気が違うのです。住民が生き生きと暮らせるまちです。

自分たちがやりたいことをやっていくときは、力がいっぱい出ます。住民主体の活動を町がしっかりサポートすることが、活力あるまちをつくっていける基盤になります。

そういうことについてはどのようにお考えでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。

さまざまですとね、事業展開する中で、やはり行政だけではすべてのことができません。その中でこうしたですね今回の聖地を歩くの道の件もそうですが、やはりそういった住民活動が開始されるということは、非常に町といたしましても、先ほど回答させていただ

きましたが、心強いことですので、そういった団体をですね、しっかりと大事にしながらですね、協働という部分でまちづくりのほうを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

佐川町は、牧野を前面に打ち出して、今観光振興に力を入れています。また、産業振興も道の駅等で頑張ってくれることだと思います。しかしそれだけでは十分でないと感じています。

牧野富太郎を生んだ佐川の宝物、それは自然の恩物、心の安らぎ、そこに触れて成長する環境ではないでしょうか。富太郎を育んだのは佐川の自然です。自然の中で遊び、感じ取り、自ら生きる力を獲得していく環境づくりをすることで、次世代を育てることができると思います。

観光というと、やっぱりその外から来てもらうってことですが、やっぱりその牧野さんを通じて町民全体が心豊かに、すくすくと育っていける。この環境こそが一番大事で、そのの周りに来ていただいた観光振興とか農業振興とかあるんじゃないかと私は思っています。自然、そういう、以前は山の中へ、私たちもどんどん入っていくことができました。そして子供たちもそこで遊んでいました。

しかし、今は人の手が入らなくなったため、荒れてきて、山の中には入れないところが多くなっています。聖地を歩くコースの整備は、それを守ることにになります。せめて聖地を歩くコースを持続的に守っていただきたい。それは子供だけでなく、大人にとっても、そして佐川町にとっても宝物を守ることにになります。

町長その点についてどのようにお考えか、お伺いします。

町長（片岡雄司君）

先ほど坂本議員のおっしゃった通り保存してそういうことを大切にしていこうということは非常に重要な町としての課題だと考えております。

今後とも関係の団体、また県とも協議をしながらですね、取り組みを進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

9 番（坂本玲子君）

佐川の自然や野山の宝物をどう生かすか、私たちも考えていきますが、町長、町職員の方もしっかり考え、施策を展開し、町民の活動をサポートをしてほしいと思います。

3 問目に入ります。

議長（西森勝仁君）

休憩します。

休憩 午前 11 時 55 分

再開 午前 11 時 56 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、坂本玲子君の一般質問を続行します。

9 番（坂本玲子君）

3 問目にまいります。

この4月、非常に残念なことではありますが佐川町において、パワハラ、暴力事件が発生しました。条例に基づいて適正に対処されていますので、それについては言及を避けたいと思います。しかし、町執行部の説明を聞いていて、この条例に基づく要綱や規定は少しおかしいのではないかと感じましたので、述べさせていただきます。

役場内でパワハラがあるといった噂は私の耳にも届いていました。職員の中には、その発言がパワハラに当たると感じている人がいたのです。佐川町職員のハラスメント防止に関する要綱では、所属長の責務、職員の責務もきちっと書かれています。そして、相談窓口が総務課となっています。

では、担当者や町長、副町長がパワハラを行ったときに、この相談窓口は機能するかと考えると、ほとんど機能しないのではないかと感じました。総務課長、過去に相談の事例はありましたか。

総務課長（片岡和子君）

御質問にお答えをさせていただきます。

今まで相談はあったかということでしたけれども、1件、相談を受けたことがありましたが、その後、取り下げをされたと聞いております。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

取り下げられたということですが、今までっていうのは、何年間の間に1件もないっていうのはやっぱり相談窓口の、相談しにくい状況があるということではないかと思えます。

パワハラの認定は難しいもので、私も保育所長をしておりました

ので職員に指導をする必要もありました。どこまでが指導でどこからがパワハラか非常に難しいと思います。そういった事例を、被害者である職員が相談した場合、総務課で対処できるでしょうか。また相談する人も、職員同士では言いにくいところもあります。

そこで、相談窓口は、専門知識のある弁護士さんや第三者的な立場の方にお頼みするのが適切ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

御質問の通り、町職員のハラスメント防止に関する要綱では、相談窓口は現在総務課となっており、総務課内で起こったことや、他課で起こったことでありましても、相談しづらいということはあると感じております。また、相談を受けたといたしましても、双方の思いや言い分を公平に適正に対処できるかどうかなど、課題も少なくないと感じているところです。

現在こういった課題を解決したいと考えておりまして、相談窓口を専門的知識のある外部に委託し、相談しやすい環境を整備するよう検討をさせていただいております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

今議会の補正予算で、早速その予算が計上されているのを見まして、素早い対応をしてくれていると感じました。ありがとうございます。

また、そういうその相談窓口だけではなくて、事実の調査も専門知識のある弁護士さんや第三者的な立場の方にお頼みするのが、より公平性を高められると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

はい。先ほどの相談窓口の件にあわせまして、専門知識のある第三者機関に、事実関係の聞き取りや調査、またアドバイスをいただけるような仕組みを検討させていただいております。

今年度につきましては、ハラスメントの専門業者に委託したいと考えているところでございます。

9 番（坂本玲子君）

次です。佐川町職員懲罰委員会規定では懲罰委員会の委員が副町長や、各課の課長となっています。もちろん弁護士にも相談し、懲

罰を決められたということでしたが、これもこれだけでは適切ではないかと考えます。やはり、懲戒委員の中にも弁護士さんなり、第三者的な立場の方が参加して決めていくのが必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

はい。佐川町職員懲戒委員会規定ですが、御質問の通り、副町長を委員長に、課局長が委員となっております。

規定の第5条におきましては、「自己が直接関係する事案を審議する会議には参加できない」ということになっておりますので、公平性は一定保たれているとは考えております。

しかしながら、職員数も少なく、通常、一緒に仕事をしていく仲間ですので、審議には本当に公平性を保つことができるようにしなくてはならないと考えているところです。

今年度、外部委託を考えておりますハラスメントの第三者委員会で、処分量の提案ももらいたいと考えているところですが、議員御質問の通り、処分を決定する際には、十二分に、公平性等を確保するために、弁護士等の第三者も参加してということも視野に入れまして、また双方の言い分を聞く機会についても、今後、内部でしっかりと協議、検討していきたいと考えております。

9 番（坂本玲子君）

その会に委員が審議する、委員は、直接関係する事案を審議する会議には参加できなくなっているの、公平性はある意味保たれてるっていうふうな話でしたが、本来あるべき姿は調査の段階だけでなく、懲罰委員会でも双方が事実をきちんと述べる機会も必要だと思いますし、それを聞いて判断するのは役場職員だけでなく、第三者が入ることがより公平性が高まると思いますので、ぜひそう、その辺も検討していただきたいと思います。

こんなことはあってははいませんが、よりよい対処ができるよう、もし起こった場合には、よりよい対処ができるよう改善をお願いします。

もう1点、そういった事件の後についての提案があります。

私はパワハラを受けた方のケアをきちんとすることが必要だと思います。また、パワハラをしてしまった方も職員の一員です。双方を大切に守り育てる視点が必要ではないかと思うのです。被害者、パワハラを受けた方に関しての心のケア、加害者も、自分のやって

しまったことをきちんと理解し、自分を変えていくための、更生プログラムが必要ではないでしょうか。その辺については、いかがお考えでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

起こった事案の程度にもよるかとは思いますが、行為者となってしまった場合、通常の職員が受ける研修とは別に、教育プログラムを、受けさせることも検討せざるをえない場合も出てくると考えられます。

また、パワハラが事実であれば、被害者の心のケアは当然のこととして、最優先されるべきことであるとも考えております。まずはご本人の気持ちを十分に酌んだ対応を目指してまいりたいと考えております。

議員さんがおっしゃってくださった通り、行為者も被害者も大切な、私たち職員の仲間です。お互いに働きやすい環境づくりのため、専門家など、外部機関の知見等も借りながら、今後の対応を検討してまいりたいと思います。

9番（坂本玲子君）

どんなに腕の立つ町長であっても、課長であっても、職員であっても、佐川町全体を動かしていくことは1人ではできません。

みんなが働きやすい職場をつくることは、町施策にも大きく影響を与えます。職員が出せる力を十分出してこそ、町民の幸せづくりにも役立ちます。仕事は周りの皆さんの協力があるからこそです。町民の方も、職員の方も町長であっても、皆平等です。町長だから課長だから、偉いではありません。その立場によって仕事の役割が違うだけです。町長や課長には、一緒に働いてくれる方の力を引き出し、仕事を円滑に進める役割があります。仕事ができないことを理由に、ただ叱責するだけでは役割を果たしたことはありません。

要綱では所属長は、職員がその能力を十分に発揮できるよう勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等により、ハラスメントの防止に努めると書かれています。ハラスメントと思われる被害に遭った場合は、他の職員に対するハラスメントを見かけ、不快に思う職員は窓口等に相談または苦情を直接連絡し、申し出ることができます。職員の方もそういったハラスメントをしていると感じ

たときには、ぜひ苦情窓口に申し出てください。そうすることがいい職場環境をつくるため、またハラスメントで苦しむ同僚をなくすため、ぜひ、必要だと考えます。ぜひ前向きに考え、早急に規程や要綱を変更して、安心して仕事が続けられる職場にしていきたいと思えます。

これで私の質問を終わりますありがとうございます。

議長（西森勝仁君）

以上で9番、坂本玲子君の一般質問を終わります。

ここで、午後1時40分、1時40分まで休憩します。

休憩 午後0時7分

再開 午後1時40分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、5番、橋元陽一君の発言を許します。

5番（橋元陽一君）

5番議員の橋元陽一です。今回は5つの柱に沿って質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、6月から8月にかけて、猛暑が続く中、第7波のコロナ感染拡大が猛威を振るう中、3密を避けることができない町内の保育園、小中学校、介護福祉施設、医療現場などで働かれてきた皆さん、そして町職員の皆さんが、御家族の生活を守りながら、それぞれの分野の仕事に従事され、並々ならぬ対応されてきたことに敬意と感謝を申し上げます。

それでは、通告に従いまして、一つ目の質問に入ります。

広報8月号で、2022年度、自治体優良病院として、全国で4つの公立病院が表彰され、その中で最も小さな高北病院が優良病院として選ばれたことが紹介をされました。全国の中で、今回、4つの中に選ばれた要因として、高北病院のこれまでの事業の何が評価されたのか、説明をいただきたいと思えます。

病院事務局長（池内智保君）

御質問いただきありがとうございます。橋元議員の御質問にお答えさせていただきます。

この度、高北病院が受賞いたしました自治体立優良病院総務大臣

表彰につきましては、全国自治体病院開設者協議会会長と、全国自治体病院協議会会長から推薦のあった病院で、累積欠損金がなく、過去5年間以上、経常利益を計上しているものについて、経営の健全性、経営努力の状況、地域医療に果たしている役割を総合的に判断し、決定されたということでございます。

おっしゃいます通り、今年度は高北病院を含め、全国で4病院が受賞いたしました。他の3病院は市立とか県立の病院で、その病床数は300、400を超えます。最大規模の病院は600床を超え、救命救急センターを開設して、ドクターヘリやドクターカーも導入して、三次救急まで対応しておられます。また、いずれの病院も数億円から10数億円の経常利益を計上しておられる大病院であります。

そのような病院とともに、今回病床数が98床の小さな町立病院である高北病院が評価されましたこと、大変恐縮しながらも、ありがたいと思っております。

高北病院がこのように評価されましたのも、町民の皆様や議員の皆様からの温かい御支援や励ましの言葉に支えられ、また、いろいろなご意見もいただきながら、これまでの町長、院長、病院事業管理者のもと、職員が地域医療のために取り組むことができた結果だと思っております。この場をお借りしまして、御礼申し上げます。ありがとうございます。

当院では、患者さんの医療需要に応じた適切な医療機能を提供するために、病床の転換や再編をたびたび行ってまいりました。その結果、病床の規模と機能は地域の医療需要にマッチして、類似規模の病院と比べましても高い病床利用率を維持できております。平成90、すいません平成19年度に、それまで続いた赤字経営から脱却し、以降、経常利益を計上しております。

また、平成22年度に、経営形態を見直し、地方公営企業法の全部適用として、公営企業としての独立性の強化と、病院経営に必要な効率的で効果的な取り組みも可能になったことも、健全経営に大きくプラスに働きました。

また、地域医療に果たしている役割としまして、地域包括医療ケアシステムの拠点病院、救急告示病院、災害救護病院、また新型コロナウイルス感染症への対応として、発熱外来や、検査、ワクチン接種など、地域の中で、当院が担ってまいりました役割について、評価をいただいたと考えております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

小さな病院が全国で表彰されると、高知県内におきましても、こうした表彰制度いつから始まっているかちょっとわかりませんが、こうした表彰は県内でも初めてではないかなと。初めて表彰として、表彰されるような評価を受けたのではないかなと思います。

これまで、高北病院が公立病院として、町民の命や健康を守る拠点として評価されたことにつきまして、町民にはどのように伝えたのか、伝えたのか、またこれからさらにどう伝えていくのか、現在、何か検討されていることがあれば、御説明いただきたいと思います。

病院事務局長（池内智保君）

お答えいたします。

総務省の報道発表日時でありました6月15日とタイミングを合わせて、当院から報道機関へ情報提供をいたしました。とても喜ばしいニュースでありましたので、ぜひ住民の皆様にも、新聞等を通じて御報告ができたかと考え連絡をいたしました。報道には至らず、残念でありました。

そうしたことから、住民の皆様へは、紙面が限られておりますので半ページにはなってしまいましたけれども、今回8月の町広報におきまして、御報告ができたところでございます。

今後の広報につきましては、全国自治体病院協議会が毎月発行しております全国自治体病院協議会雑誌の9月号に、令和4年度自治体立優良病院総務大臣表彰を受賞してと題しまして、当院の病院事業管理者の執筆記事が、A4で4ページほど掲載されることになっております。その記事を佐川町のLINEを利用して、町民の皆様に見ていただけたらと考えております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。ありがとうございます。本来、病院管理者である院長に、この席に来ていただいて、また院長の立場からですね、いろいろお聞きをしたいところですが、お忙しくて、ままなりません。

それで、これ先ほども回答ありましたように、広報の8月号に掲載をされました。私もこれを見ました。これまでの広報では、表紙と関連させて特集を組まれる場合は、見開きでカラーになってですね、町民の皆さんには特集のアピールをされてきたのかなというふうにもとらえております。

ところが、今回は非常に小さいです。私はこれ見て唖然としまし

た。もっと町民のほうにですね、記事としてですね、知らせていくべきじゃないかなというふうに思います。広報発行の編集は、まちづくり推進課になりますけども、こうした高北病院の運営に対しての評価、町政のあり方姿勢が問われているのではないかなとも思います。

佐川町や近隣地域の、地域医療を担ってきた公立病院としての業績が、全国的に評価された機会でございます。町政の位置付けがちょっと低いではないのかなと、思ってしまうざるを得ません。町長、どうですか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

先ほど事務局長のほうからも答弁させていただきましたが、他の表彰された病院と比べまして、高北病院、非常に小さな病院であります。大変ありがたいと思っております。

先ほど答弁をさせていただきましたが、広報の記事がちょっと小さいということになりまして、今回の表紙、道の駅の起工式の私の写真がどアップで載っております。非常に申し訳ない、申し訳ないと言いますか、大型事業でありますので、指示をしたわけではありませんが、載っております。

この大臣表彰につきましての周知につきましては、先ほど事務局長からも答弁させていただきましたが、報道機関の方へ情報提供させていただいていると、いったところでございますが、新聞掲載等など、されなかったことは非常に残念な思いがありました。私も、もう少しこうプッシュをしていればと思っております。

しかしながら、町広報誌の8月号、ちょっと小さいですが、それと全国自治体病院協議会、雑誌の9月号に、また佐川町のLINEにも掲載されると聞いておりますので、多くの方々に知っていただけるのではないかと考えております。

橋元議員のおっしゃるように町政として位置付けていく、位置付けを低くしているとは考えておりません。やはり、私自身も今回の表彰は、町民の皆様や議会の議員の皆様、また病院事業管理者を含む関係職員がしっかりと地域医療のために、取り組んでいただいた結果だと認識をしております。

平成22年度に、経営形態を見直し、地方公営企業法の全部適用、

全適としまして運営を行っておりますので、今後とも、町としましても財政支援また医師の確保におきましては、私自身も、病院の事務局と一緒に、積極的に大学病院にお願いをすることとしております。町立高北国民健康保険病院は地域になくってはならない、大切な住民の皆様身近な病院としまして維持していくことが、大切であるということも思っております。しっかりと今後とも連携をして取り組みを進めていきたい、このように考えております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

町長自らが設置者としてですね、先頭に立ってまた高北病院を支えていただくという表明でもあるかなと思います。

また、佐川町病院事業運営委員会でも病院事業の適正な運用を期するために設置されたものでありますので、今回の表彰にも関わってですね、この運営委員会で、確か2月か、2月8月に開かれるというふうに聞いてたと思うんですけど、この間、運営委員会で何か議論されたり、協議されたことがあるのか、また、これからなのかどうか含めてですね運営協議会のとらえ方について把握されていることの説明をお願いしたいと思います。

病院事務局長（池内智保君）

お答えさせていただきます。

今回の表彰に関わって、佐川町病院事業運営委員会で特に議論、協議されたことはございません。例年通り、8月に第1回運営委員会を開催し、その際に、受賞の御報告をさせていただく予定でありましたが、第7波のコロナ感染拡大に伴いまして、書面開催となり、行えておりません。次回の運営委員会は2月を予定しております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。タイミングがずれてきますので、対応がなかなか難しいかと思えます。私も、6月議会でも、高北病院のことに関わってはですね質問もさせていただきました。先ほど、坂本議員も、地域で安心して、生涯を終えるような助けをですね高北病院も担ってほしいということを含めた質問がありました。

この全国表彰を受けて、全国は、これまで公立病院の統廃合を進めようとしてきておりました。そしてそういう中で、今回のコロナ感染対策等で、公立病院が地域医療に担う役割を果たしてきたこと

が見直されて、6月議会でも、高北病院がですね、これからも頑張っていくというようなことでさまざまな取り組みをしてることも紹介し、答弁もいただいたところであります。

さらに、今回の表彰を受けてですね、高北病院が地域に医療を担っていく、役割とか責務について検討していきたいとか、検討していく課題があるかとかそんなことを分析されてましたら、御説明いただけたらなというふうに思います。

病院事務局長（池内智保君）

お答えさせていただきます。

病院経営も含め、今後の高北病院のあり方につきましては、このたびの表彰機会にさらに検討するということはございませんが、先ほどもし議員さん言っていただきましたように、6月定例会におきまして、総務省が本年3月に示した、持続可能な地域医療提供体制を確保するための、公立病院経営強化ガイドライン、これに基づきまして、当院では、今年度、遅くとも来年度中に公立病院経営強化プランを策定する予定でございます。

持続可能な地域医療提供体制を確保するためには、医療確保等を進めつつ、限られた医師と看護師などの医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視して、新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取り組みという視点を持って経営を強化していくことが重要であります。

今後、誤嚥性肺炎、心不全などの内科系疾患や大腿骨骨折など、総合的な診療が求められる疾患が増加されると思われまますので、高齢者の急性期疾患や急性期を脱した患者の受け皿となる地域包括ケアシステムを支える医療機関、これが重要な役割を担うこととなります。

当院が今行っております、高度専門的な医療を提供できる病院からの転院患者の受け入れや、急性期を経過した後の在宅復帰に向けた支援、これを行う機能の重要性もさらに高まると思われます。

他の病院からの転院や救急患者の受け入れ、在宅患者の急変時の対応、リハビリなどの入院機能、退院支援、在宅医療への関わりなど、当院の取り組みや役割を整理して、今後は医療圏内における、適切な役割分担と相互の連携を強化することで、地域完結型の医療提供体制を目指さなければならないと考えております。

まだまだ至らぬことがございますけれども、佐川に高北があって

よかったとだけ、存続できるように、公立病院として重要な役割を担っていき、中長期的な経営計画の策定や見直しも行いながら、職員一同、最大限の努力をしてみたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

5 番（橋元陽一君）

全国から表彰されたことを契機にですね、しっかりLINE待ちということですが、町民の皆さんにも伝えていただきたいし、それから、町民の皆さんの中からですね、待ち時間や、救急への対応などについて改善を求める声などもしっかり受けとめていただいて、信頼される、地域の高北病院としてですね、存続していただけるように、町政上げて、町長も先頭に立つということで、さっき表明されましたので、町民挙げてですね、高北病院の支援を広げていきたいなど、私もその一翼を担っていきたいというふうに思っております。以上でこの件については質問を終わります。

二つ目の質問に入ります。

6月3日、開会の6月定例会の行政報告の中で、4月19日、本庁庁舎内において、暴言を吐き暴行働く非違行為、非行や違法行為をまとめている言葉のやつ、ちょっと難しいです。非違行為を行った課長を6月2日付で処分したことが報告されました。6月8日の全員協議会で、一つ目に、記者会見の報道資料、二つ目に、職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例、それから三つ目に佐川町職員の懲戒処分の基準等に関する規定。四つ目に、佐川町職員懲戒委員会規程の資料を配布していただき、経過の報告を受けたところであります。

職場内で起きた問題は、本来、職場内で解決できる手だてが講じられることができれば、事後の職場の人間関係、立場を超えた職場の信頼関係を壊すことはないんじゃないかというふうにとらえています。そのためには、非違行為が起きた原因非違行為の事実経過についての双方からの確認、処分決定までの手続きなど、双方が納得できるものであり、加害者は、非違行為を認めたら、被害者に誠意をもって謝罪をする手だてが講じなければならないというふうに思います。

ハラスメントの防止政策は、防止対策は、2020年、今年の4月から、規模を問わない民間を含むすべての職場で適用されることになりました。今回の問題を契機にして、佐川町で働く職員の皆さんが、

行政の専門家として、これからも幸せなまちづくりを目指す取り組みの先頭に立って仕事を続けて欲しいという思いを込めまして、問題が起きた4月19日から、処分が決定された6月2日、そして復職された8月3日までの間、どのような対応、手続きをしてきたのかを質問してまいりたいと思います。

事件が起きた4月19日午後3時15分、その直後から、町長、あるいは副町長、いつ事態を知り、直後の対応はどうされたのか、そして、暴力暴言の事実確認の手続きは、誰がどのようにされたのか、説明を求めたいと思います。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

今回の件が発生したのは、4月19日のことでありました。

その日のうちに複数の職員から報告がありまして、私が知るところとなりました。

直後の対応に対しましては、振り返ってみますと、反省すべき点もあったところですが、総務課長に対しましては、絶対に許してはいけないと、暴力は許してはいけない、そしてきちんとした対応が必要であるとのことは伝えておりましたが、双方に、事実確認をするまでには時間が経過してしまいまして、特に行為者本人への事実確認はゴールデンウィークを挟み3週間後となってしまいました。

事実確認につきましては、私が双方に対しまして確認をしております。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

事実確認が、非違行為を受けた者と非違行為を行った者の間に、ちょっと大きな時間差ができたことも含めての報告でありました。その原因についてはいろいろあるかと思うんですけども、ここでは、その状況だけ受けとめて次の質問に入ります。

処分の基準規定等第4条には、非違行為を行った職員は速やかにその事実を、所属長に報告しなければならないとあります。この所属長が、当該課長になると思うんですけども、本人は、自身はどういうふうに対応されたのか、説明を求めたいと思います。

副町長（田村正和君）

御質問にお答えをさせていただきます。

御質問いただいたとおり、非違行為を行った職員は課長職であったために、その規定で言う所属長の箇所は、町長または副町長に、

なると、こう理解をして対応しております。

町長が本人に、5月9日にですけども、今回の件について確認をいたしまして、その翌日、本人から町長に顛末書が提出をされております。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

同条、同規程第4条の2で、所属長は、職員に非違行為があった場合は、速やかに任命権者に非違行為報告書を提出しなければならないというふうにあります。

これ今、副町長が対応されたということではありますが、4月19日から5月9日提出するまで、先ほどの町長の答弁にありましたけども、なぜこの時間があいたのか、経過に、何かあれば説明いただきたいとます。

副町長（田村正和君）

時間があいたというところについては反省をするべきところがあったと認識をしております。

時間があいたことにつきましては、確認、双方への、特に被害があった方への確認の、聞き取りなどに時間を要したということもございまして、時間をかかったというところになっております。以上です。

5番（橋元陽一君）

この場ではそれ以上お聞きするわけにいきませんが、その非違行為を受けた職員に対してですね、今、大分時間がかかったということでありました。

それ以後ですね、非違行為を受けた4月19日以降、町長や副町長が、職員に対してどのような指導や助言、援助等されたのか、内容について、簡単な説明をお願いしたいと思います。

副町長（田村正和君）

お答えをします。

非違行為を受けた職員に対しましては、事実に基づいて厳正に対処するということを町長のほうから直接伝えております。以上です。

5番（橋元陽一君）

本人からもそういう聞き取りをし、助言もしてるということであります。

先ほど町長の答弁にも少しありました。職場の周りの皆さんの目の前で起きた、今回の事態であります。周りにいた職員に対しても

同じように事情聴取を改めて行われたのか、行ってないのか。行っていた場合、どのような、中身だったかという確認をした上で、確認した内容をですね、非違行為を受けた者、それから行った者に対して、事情聴取の内容の確認をする手だてをとったかどうか説明いただきたいと思います。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

事情聴取という改まった形式ではとっておりませんが、私が周囲にいました職員に対しまして、何人かに確認のため、聞き取りを行って、事実確認をしたところでございます。以上です。

5 番（橋元陽一君）

そのことを、非違行為を行った、受けた者、行った者に対しても確認をする手だてをされていたかどうか。

町長（片岡雄司君）

先ほどお答えをさせていただきましたが、受けた者、した人に対しましても聞き取りはして、しっかりと事実確認をしております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

周りの皆さんの目の前で起こった時点に対して、御本人、双方の関係者の2人、それから周りの職員にも事情聴取をして、確認したことは、双方に伝えて、事実経過を確認したということであります。

そういう事情聴取を踏まえた上で、町長は任命権者として、職員懲戒委員会をいつ招集されたのか。懲戒委員会の規定では、副委員長が、非行為を受けた、課長にもなります。処分を決定するまでの間、この副委員長含め、構成メンバーはどのように構成されていたのか、併せて説明いただきたいと思います。

副社長（田村正和君）

お答えをさせていただきます。まず、懲戒委員会の招集についてお答えします。

町長が5月30日に懲戒委員会に対して諮問をしております。それを受けまして5月31日付けで佐川町職員懲戒委員会委員長名で、委員に招集を通知を出しております。

構成メンバーということですが、ございますけども、佐川町職員懲戒委員会規程第5条第5項にございます、副委員長または委員は、自己が直接関係する事案を審議する会議には、出席することができ

ない。

それからまた第6項、当該事案に該当するかどうかは、委員長が決定するという規定によりまして、非違行為を行った者などについては、委員としては参加をしてごさいません。

副委員長は、非違行為、空席として改めて任命をしたということをごさいません。以上です。

5番（橋元陽一君）

5月9日に本人の報告書作成をし、そして懲戒委員会が招集、諮問されたのが5月30日と、ここでも、さらに時間が、かかっているんですがその原因というか、は、何かありますか。

副町長（田村正和君）

お答えをさせていただきます。

かかった時間がかなり長いということをごさいますけども、原因につきましては、こういった事例が過去にもなかったということもあり、それからいろいろ資料を整理するにあたりまして、職員の方々にやっていただきながら、またいろいろ相談をする期間もございましたので、時間を要したというところをごさいます。以上です。

5番（橋元陽一君）

5月9日から5月30日の間で、懲戒委員会が開かれるまでですね、構成メンバーが決定もされ、資料等の準備がされ、そして懲戒委員会が開かれるわけでありますが、なんていうか、もう少し具体的に、どういう資料を作成するのに、準備がかかったとかですねここがこう手がなかなか資料が作成できなかったとか、そういう課題があれば、ちょっと明らかにしていただきたいと、明らかにしていただきたいというふうに思います。

副町長（田村正和君）

お答えをさせていただきます。

懲戒委員会に上げるに至りまして資料としましては、まず、こういった事案の過去の事例、それから処分例、それからその他全国の実例などをも参考にする必要がごさいます。

それから県の意見も聞きながら、また顧問弁護士などにも相談をするという、行為をさせていただいております、具体的なお答え、詳細なお答えになってないかもしれませんがそういったことをしております。以上です。

5番（橋元陽一君）

懲戒委員会が5月30日に開かれて、その中で、処分が決定されていく経過があるかと思うんですけども、その規定の第5条の中には処分の加重を規定しております。

同条項を加味する審議が行われたのか、起こらなかったのか、審議が行われているのであれば、どういう形ですとねこの加重する規定が加わったのか。また、6月8日の全員協議会では、顧問弁護士に処分内容の適否について相談をしたという報告もありました。

この顧問弁護士に相談をして、処分の決定に関わってですとね何か変更されたことがあるのかないのか。また、顧問弁護士から、処分後の当事者間の対応について、何か助言がなかったのか、説明を求めたいと思います。

副町長（田村正和君）

お答えをさせていただきます。

まず御質問いただきました規定のですね第5条の処分の加重のことについてお答えをさせていただきます。

まず規定の第5条につきましては、5条がですね処分の加重というところになってございまして、協議を委員会の中でもしております。今後の同様な審議、それから個人のプライバシーもございしますので、どのように審議をされて考慮されたという詳細は差し控えさせていただきますが、公表されていることですので、お答えをいたしますと、第5条第2項の非違行為を行った職員が管理または監督の地位にあるなど、その職責が特に高いときの規定については、処分の加重に影響するとの判断をしております。

それから、次の御質問で顧問弁護士に相談をした時に、処分後の、処分について変えたか変えなかったかと、それから、処分後の当事者間の対応について、助言がなかったかというところについてお答えをさせていただきますと、顧問弁護士の方には、主に処分量定の決定に関する相談を行っております。先ほどご質問と同じになりますけども、今後も同様な事案の審議の影響も考えて詳細な回答は差し控えをさせていただきます。なお処分後の当事者間の対応についての話には至ってございません。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

そしたらですね、その処分に対して、非違行為を受けた者がですね、不服申し立てをする手だて、どのように保証されているのか、現時点での対応を求めたい。それから、そういうことに関わって、

町長、副町長、相談を受けたのか受けてないのか、同じように、非違行為を行ったほうの職員が、その処分に納得しない場合、不服申し立ての手だてがどのように保障されているのかされていないのか。また、そのことに関わって町長、副町長、何か、非違行為を行った職員から相談を受けたのかどうか、説明をいただきたいと思います。

副町長（田村正和君）

まず非違行為を受けたものが不服申し立てをする手だてが保障されているのかということと、相談を受けたかというところについてご回答させてもらいますと、非違行為を受けたものが、不服申し立てをすると、その処分の決定に対して不服申し立てをするというところは、地公法などに規定がございません。よって民事などで申し立てをするということになろうかと思っております。

それから非違行為を受けた者から直接相談を受けたかというところにつきましては、相談をされたということとはございません。

次に、非違行為を行った職員が、決定した処分に納得しないときの申し立てですけれども、職員の懲戒処分の不服申し立てにつきましては、地方公務員法第49条の2の規定によりまして、人事委員会または公平委員会に対して審査請求をすることができるよう保障をされております。当町の場合は、佐川町と高知県との間の公平委員会の事務の委託に関する規定によりまして、高知県人事委員会に対して行うことができるとなっております。

なお、非違行為を行った職員から不服申し立ての方法などについての相談も受けてはございません。

なお、地方公務員法の第49条で任命権者は、職員に対し、懲戒その他の意に反すると認められる不利益な処分を行う場合においては、その際、その職員に対し、処分の事由を記載した説明書を交付しなければならないと、規定をされております。今回、非違行為を行った職員に渡しました処分説明書には、不服申し立てができる旨の教示を記載させていただいております。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

双方の処分にかかわっての手続き等ですね含めて確認をさせていただきました。

なかなかプライバシーいくと、かかわる問題もありますのでこれ以上この場ではなかなか確認ができませんが、4月19日に問題が起きて、6月2日に処分が決まるまでの間、先ほども指摘しました、

余りにも時間がかかり過ぎているのではないかなというふうに思います。

で、処分が決定し執行されるまでの間、1カ月半近くあるかと思うんですけども、この間、双方が通常の勤務に服されてきたという状況は、私はどのようにとらえても、日常の職務が整然と進むとは考えられません。こうした状況の中で、双方の方に対して、どのような勤務対応を町長、副町長を助言あるいは指導されてきたのか説明を求めたいと思います。

副社長（田村正和君）

御質問いただきました通り今回の事案につきましては発生から処分までに時間がかかったということは反省すべき点として認識をしております。

起こった後、処分までの職員の勤務状況でございますけども、特別な指示は出しておりません。

現在のところ、業務に支障があったと認識はしておりませんが、特に被害に遭われた職員の方々にとっては、負担が少なくなかったと思っておりますので、今後は職員のケアについても考えていきたいと、反省をしております。以上です。

5番（橋元陽一君）

今回、役場の中で、毎日顔を合わせる、職場の中で起きた問題であります。問題の解決は、非違行為を行った者、受けた者、それぞれに対してですね、特に私は非違行為を行った者が、被害を受けた者に対して、非を認めて誠意を持って謝罪することが不可欠だと、先ほども申しました。

さらにその、謝罪の場面というのは、当事者に任すのではなくって、任命権者、町長、副町長が直属の上司として立ち会ってですね、加害者の謝罪の申し立ての、中身が誠意あるものかどうか、そして謝罪を受けた、被害者の方もですねそのことを真摯に受けとめて、許容されたかどうか確認する手だてを絶対欠かせてはならないというふうに、思います。

この謝罪の場、いつ、どんな場で誰が立ち会って行われたのか説明をいただきたいと思います。

副町長（田村正和君）

お答えをさせていただきます。

議員の御質問のような今回の事案に関しましては、真に反省をし

た後に、改めて佐川町職員として、協力し合い、佐川町のため、住民のために仕事をしてもらいたいと思っております。

現在のところ議員の御質問のような、確認の場を設けることができておりません。

今後につきましては、被害を受けた職員の気持ちも確認をしながら、双方のわだかまりが残らないような方向に持っていかれたらと思っております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

8月3日に復職される場で、なぜそれが行われなかったのか、なかなかできなかつた事態があったのかどうかちょっと確認させてください。

町長（片岡雄司君）

復職までの間にということでございます。

（「復職の場で」の声あり）

復職の場です。それはちょっとできており、先ほど副町長が回答させていただきまされたができていない状況でございます。

非違行為を行った職員もですね2カ月しっかりと反省をして帰ってきております。

あと、そういう場を持っておりませんが、受けたほうの気持ちの問題もありまして、すぐにやっぱり顔を合わすというのもですね、なかなか厳しい心境にあるのではないかと感じておりましたし、病院のほうにも、受けた時に行って、診断書みたいなのを、が、診断を受けたと聞いておりますので、その辺のところもありまして双方からの確認、そういう場を設けることはできておりませんが、今後もやっぱり職員はみんな仲間でございますので、もうこういうことのないように双方のわだかまりも残らないような方向です。職場に復帰していただければと思っております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

なかなか、坂本議員の話もありましたけども、同じ職場でのこうした問題っていうのは、なかなかこう尾を引く問題でもあるかなと。そのことがないように、やっぱこう適時対応が求められてるんじゃないかなというふうに強く思います。

今回、6月2日から8月の3日、この節目、節目での対応というのがちょっと不十分ではないかなというふうにも思います。町長、副町長の立場です。職員リーダーとして、こうした問題につ

いてはやっぱり前端的に立ってですね、対応していただきたいなということ強く求めたいというふうに思います。

そして議会開会日には、8月の人事異動が発表されました。非違行為を行った元課長の人事の処遇については、何も触れてありません。構わない範囲で説明をいただきたいと思います。

議長（西森勝仁君）

休憩します。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時26分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

人事につきましては、非違行為を行った課長に対しましては、課長の職を離しております。その理由についてはちょっとここでは、人事のことですので、回答できませんが、そのため課長空席になつとるということで、補佐を昇格をさせていただいております。以上です。

5番（橋元陽一君）

課長が交代をされたという人事であったというふうに捉えて、はい。

非違行為を行われた、行った元課長がどういう処遇を受けてるかっていうのは、もうオープンには、中にはいいですけど人事の結果についての報告ってのは、公表はないんですかね。

町長（片岡雄司君）

公表というのは報道ということでしょうか。

（「町長人事の。町長人事で執行されたことない。」の声あり）
わかりました。

それはつきましては職員のほうにも佐川ネットというところで、全員に通知はしております。以上です。

5番（橋元陽一君）

庁内での人事については対応されてるということでもあります。

なお、こういう事態では、我々議員のほうにもですね、正式にや

っぱ通知をしていくべきだというふうにとらえておりますけども、そのことはまた申し添えておきたいというふうに思います。

今回のこうした非違行為に対してですね、対応について、事実確認も経過を、事実経過を確認をさせていただきました。そもそも、職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例、それから、冒頭に言いました、懲戒処分の基準等に関する規定、懲戒委員会の規定には、被害を受けた者が、第三者機関に相談するシステムがありません。また、職員間の問題解決するには、被害者と加害者の双方の意見、主張を、審査する第三者機関がどうしても必要ではないかなというふうにも思います。坂本議員とも重なるところはあります。

今後、職場内で同じような事態が起きたときに、職場環境を壊すことがないように、整然と対処できる第三者機関を懲戒委員会の中にきちんと位置付けて、システムを作っていく確立していくことが必要ではないかなと思うんですけども、坂本議員の答弁で大体わかりましたけれども、重ねてもう1回確認をさせていただきたいというふうに思います。

副町長（田村正和君）

お答えをさせていただきます。

坂本議員の御質問でも、お答えをさせていただきましたけども、御指摘のとおり、現在、第三者機関というものが設置がされておられません。まずはそういったハラスメントがあったときに、相談をしやすい仕組みを作るといふところも必要だと考えております。

相談窓口につきましては、午前中に回答した通り、外部に相談できる仕組みを設置をしまして、相談をしやすい環境を整備することにしたと思っております。

相談があった場合につきましても、対処を公平にできるようにですね、速やかにできるように、受けた事案に対しまして、第三者機関にアドバイスをいただけるような仕組みを検討しております。

今後につきましても先ほどの仕組みにつきましても説明をいたしました仕組みにつきまして、ハラスメントの専門業者に委託をあわせてですね、職員の方が相談をしやすい仕組み、それから、あった事案に対して公平に第三者機関の意見もいただけるという仕組みを新たに構築したいと考えておりますので、今回の補正予算にも挙げていただいておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思っております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はいあわせて、佐川町におきましても人事評価制度がスタートして、間もないわけであります。ですから、その効果がどのように職員の皆さんの勤務に反映しているのか、なかなか分析も難しい状態かもしれません。

しかし、今回の事態を踏まえますと、この今、佐川町が適用される人事評価制度、形骸化しているのではないかなと言わざるを得ません。職員間で、しかも上司が、同僚部下に対して暴言、暴力を伴うハラスメントを行う、こういったことが起こったことを踏まえてですね、同制度の根本的な見直しも必要ではないのかなというふうに思います。

庁議等で、制度の見直しについて議論していく予定とか計画等は、想定されてないのかどう、どうか、見解を求めたいと思います。

町長（片岡雄司君）

御質問にお答えをさせていただきます。

人事評価制度につきましては、まだまだ課題や改善点があると考えております。今後も現状の維持ではなく、改善すべき点、内容はしっかりと修正をさせていただいて、よりよい制度になるように努めていきたいと考えております。

なお御質問のとおり、現行の人事評価のもとで起こった事案でございます。制度運用だけの問題ではなく、評価する職員、評価される職員制度への理解などにつきましても、人事評価研修や多くの研修を通して総合的に改善を図ってまいりたいと考えております。その時点で庁議のほうでも、しっかりと協議をしていきたいと考えております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

行政職の職員の皆さんの勤務内容は、実に多岐な分野にわたっており、自分の得意とされる分野、苦手な分野それぞれあるかと思えます。そして年や、経験を重ねながら、先輩から後輩へ伝授されていくことを積み重ねて、行政の専門家、専門職としての力量を高めていくことができるんだろうというふうに思っています。その過程は、職場の人間関係、相互の信頼関係が前提になるんだと思います。

今回の事態を契機にして、外部からはなかなか見えにくい職場での勤務や人間関係等にかかわってですね、職員の皆さんがそれぞれ立場を超えて、全員が参加して議論できるような機会、今も町長の

答弁が少しありました。職員の皆さん自身で、そうしたことを議論し合う場をぜひ検討していただきたいと思うんですけども、町長いかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

橋元議員の言われるとおり、役場内におきまして先輩も後輩も、経験年数の長い者も短い者も、全員が、本当に大切な仲間であり、友でございます。職員がともに力を合わせて職務に取り組んでいくことで、全体の力が高まり、町民の皆さんの幸せにつながっていくと、十分認識しております。

先日でございます8月の末でございますが、職員の労働組合の代表の方々と、職場環境についてのお話し合いの場を持っていただき意見交換をさせていただきました。今後におきましても、こういった意見交換の場、意見交換のできる場をですね定期的につくっていきたいと思っておりますし、まだ職員、労働組合の方にもお願いをしたところでございます。

また、各課、事務局内では、管理職が中心となって、職務の進捗状況や、業務の内容など話し合う場を持つなど、話しやすい風通しのよい職場づくりをしてきていると、感じているところでございます。

今後もこのような立場や部署を超えて、職員間で話し合う場は非常に大切だと考えておりますので私を含め職員全体で明るく元気な職場づくりに努めてまいりたいと考えております以上です。

5番（橋元陽一君）

今回、双方の傷がなかなか癒えるまでは時間を要するかもしれません。

しかし、佐川町の職員として採用され、町民の幸せ、幸せな佐川町のまちづくりを進めていく。

行政の専門家集団として、一人一人の職員の皆さんが退職までの長年にわたって、働きやすい職場づくりが持続していけるように、引き続き、町長に副町長、執行部の議場の皆さん、合わせて頑張っていていただいてですね、私も町民の1人として、町民の目線から応援をしていきたいというふうに思います。

ぜひ、この間、契機にしてですね、加害者の方被害者の方が早く、気持ちが溶け合うように、十分な手だてを配していただきたいとい

うことを添えてですね、この項についての質問は終わりたいと思います。

続けて定数条例に関わっての問題であります。

定数条例の佐川町の定数条例の区分5で、学校職員の定数を設定する根拠の法律、何か説明を求めたいと思います。

総務課長（片岡和子君）

はい、お答えをさせていただきたいと思います。

定数条例の区分5で、学校職員の定数を設定する根拠の法律という御質問でした。

そちらのほうは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第31条第3項の規定になると理解をしております。よろしくお願いたします。

5番（橋元陽一君）

地教行法と略しておりますが、その規定法律に基づいて、さらにまた、学校教育法第28条にも、学校にその必要な、その他必要な職員を置くことができる。そして、さらに施行規則49条で、学校用務員の、仕事についても明記されてる、されております。

こうした法のもとで配置されてる学校職員、いわゆる用務員さんと呼んでる方々の職種の方です。この用務員さんの給与については、市町村負担になっております。教員や事務職は、国庫負担のもとで人件費は賄えておりますけれども、学校職員の用務員さんの給与は市町村負担になっております。

この学校職員の人件費につきまして、地方交付税の算定基準にどのように位置付けられてるのか、説明いただきたいというふうに思います。

総務課長（片岡和子君）

御質問にお答えをさせていただきます。

概要となろうかと思いますが、御了承いただけたらと思います。

学校用務員さんに要する経費に関しましては、一定の金額が、普通交付税の算定基礎に含まれております。算定基準にどのように位置付けをされているかということですが、普通交付税の算定基礎となります基準財政需要額の個別算定経費、教育費のうち、小学校費と中学校費の学校数を測定単位とする単位費用の積算内容の中に、給与費としてではなく、委託料といたしまして、一定の金額が計上されております。

令和4年度におきましては、小中学校それぞれ標準的な学校に係る用務員事務委託料としまして、1校当たり298万千円。298万千円の経費が計上をされているところです。

概略ですみませんが、以上で説明を終わらせていただきます。

5番（橋元陽一君）

そうやって、人件費の措置が交付税によって措置をされているということ捉えて、基本的にはザクツと言え、学校に1人ぐらいの用務員さんの予算措置がされているのかなと捉えたらいいのかなというふうに、思っているところであります。

こうした町職員の皆さんの給与については、なかなか交付税等で算定されていく場合、財源が異なったりいろいろ複雑だと思うんです。この場ではなかなか、ちょっと答えていただくにも時間的に余裕がなくなってきましたので、この点についてまた後日ですね、詳しく教えていただきたいというふうに思います。

で、その佐川町の条例でその学校職員給与と定めているにもかかわらずですね、現在、正職員がゼロの状態。先ほどの予算措置も委託料という形で予算措置がされているということでもあります。

全国的に見ましてもですね、まだ正職員で配置されてる学校がたくさんございます。佐川町のこの正職員、用務員さんがですね正職員からゼロになった経過について把握されているということを説明いただきたいというふうに思います。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

御質問の経緯につきましては、おっしゃっていただいたとおり、残っている公文書をもとに調べることができた内容をお伝えさせていただけたらと思います。

正確にはわかりかねるところもございますが、昭和59年度末に正規職員3名の用務員さんが退職をされておりました。その後の平成2年度におきましては、5名の方を学校用務員さんとして、臨時職員の身分で雇用していることが確認されました。そして平成5年、6年に正規職員の学校用務員さんが1人ずつ退職をされております。その後は臨時職員を配置をしています。

このようなことから、昭和60年ごろから正規職員の用務員さんが退職されるのに合わせて、臨時職員を配置していったということがわかります。以上です。

5 番（橋元陽一君）

6 月議会に向けまして町内の学校を回ってですね校長先生からもいろいろお聞きをすることができました。校長先生、皆さんが口を揃えてですね、学校用務員さんは、学校教育の中では欠かすことができない職種だというふうに言われておりました。だからこそ、法的なことを根拠にですね、正職員が配置されてきていたのかなというふうにも思います。

文科省の学校基本調査でもですね、2007 年、全国の公立小中学校、3 万 3,683 校に 3 万 1,131 人の学校用務員さんが配置をされておりますが、その 10 年ほど前、1990 年には、学校が 3 万 5,169 校に対して 3 万 9,915 人。学校の統廃合とか学校が消えていくごとにですね用務員さんも削られてきてる中で、先ほどありましたけども、総務省の学校用務員さんの退職不補充という措置がですね、国のほうからおりてきて、交付税で委託料として確保しなければならない、財政的に厳しい地方自治体は、こうしたことをですね、正職員で配置できない状況に追い込まれて、やむなく対応してる経過ではないかなというふうに捉えます。

私は改めてですね、全国で今すでに 33% ぐらいの非正規職員として配置されております。7 割近くはまだ正規職員として配置されて、頑張っています。そうした自治体を見習ってですね、学校の現場で欠かすことができないこの用務員さんを正規職員として配置する方向については、何とか時間かけてでもですね検討していく課題に挙げていただきたいと強くお願いしたいんですけども、これは町長、いかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

橋元議員のおっしゃるとおり学校用務員さんの職種につきましては学校教育法施行令第 65 条ではですね学校の環境の整備その他の用務に従事することとなっております。

子供の夏休み中など、新学期に向けての準備をする数日以外は、業務はほぼ不要となるということから、現在におきましてはそのパートで対応を会計年度職員で対応させていただいている状況でございます。しかしながら、学期の始まり、そして始まる前ですねそれから学期が終わった後の 1 週間前後はお願いをして、雇用している状況でございます。

今後、橋元議員がおっしゃるように正職員にということについては現在のところ考えてはいない状況でございます。以上です。

5 番（橋元陽一君）

ぜひ大きな予算を伴う対応でございます。

またぜひこう、頭の隅に置いていただいでですね、捉えておいていただきたいというふうに思います。

以上でこの2番目の柱についての質問を終わりたいと思います。

3番目のコロナ感染対策について入ります。

8月20日付の高知新聞で、8月だけで、県内新型感染関連の死者が55人となって、人口10万当たりの死者数として7.95人と突出して、高知県が全国都道府県最多になったことが報道されました。

行政報告の中でも、県内のB A. 5対策強化宣言が9月の16日まで延長されているということの報告もありました。

こうした中で、町内でも、3密を避けられない保育園、医療介護施設で働かれている皆さん、大変な思いをされて、仕事に、また、毎日の生活を過ごされてきているかと思えます。

特に7月、8月、小中学校は夏休みに入る時期となりましたけども、町内すべての保育園では、子供や保護者、保育園の職員の感染対策等で休園も余儀なくされることもあったりで、勤務のローテーションもぎりぎりの状態に追い込まれながらも、居残り保育など、何とか組むことができているというふうにお聞きもしております。

また、保健所からこの間、直接の指示がなくなってきた中で、担当の保健健康福祉課のほうに相談に乗っていただいて、助かったという声もお聞きもしました。しっかりお伝えしておきます。現場が本当に助けられているのかなということをおもいました。

2学期が始まりまして、小中学校での対応もこれから危惧されているところでもあります。また、担当窓口の皆さんも御自身の家族の生活と合わせて、仕事との両立に苦心されていることと思えます。感染拡大については、予断を許さない状態が続きます。職員の皆さんもぜひご自愛もされて、仕事も続けていただきたいというふうに思えます。

こうした、コロナ感染の動向、町内の動向と対策の現状について質問をしてみたいと思います。

第7波の、感染拡大対策について、県や保健所からの指示内容で、

第5波、第6波と異なる点が出てきているのかどうか、出てきている点があればどういうところか説明いただけたらというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

橋元議員の御質問にお答えをさせていただきます。

この第7波に関しましてはですね、先ほど橋元議員おっしゃいましたが県民向けにはB A. 5対策強化宣言ということで、特にお年寄り、高齢者の方の不要不急の外出を控えてくださいというふうなメッセージは出されておりますけれども、町に対しまして、この第7波に関してですね、特に指示というものが特別出されたということとはございません。以上です。

5番（橋元陽一君）

特に指示がないということであります。しかし、強化宣言はまだ9月18日まで続いてまいります。

この間、第7波をめぐりながら町内での感染者、感染で亡くなった方、あるいは濃厚接触者になった方、あるいは陽性者になったりとか、いろんなケースが生じてきていると思うんですけども、そうしたといった方々の人数とか療養状況などを町として把握していることがあれば、説明をいただけたらというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

答えをさせていただきます。

このコロナの陽性者の、等の状況でございますけれども、こういった情報につきましては、まず、県のほうからですね県の具体的に言いますと、中央西福祉保健所、こちらのほうから町のほうには、健康福祉課宛にですね、情報が入るようになっております。

ただ、情報の内容につきましては、死亡された方の情報はありません。それから接触者の情報提供もない、ありません。

情報があるのは陽性者につきましてはなんですけれども、その日です報道発表、市町村別にあると思うんですけれども、その人数の中身についてですね、年代別、それから性別、こういったものの情報提供がございます。

7月ごろまではですね、その中でも陽性者の療養状況、例えば自宅療養であるとか、宿泊施設にいるとか、ていうのもあわせていただいておりますけれども、御存知のとおり保健所業務が逼迫をしております。そんな中で現在はですね情報、そういった情報は、提

供はありません。

で、こういった情報提供、県からの情報提供につきましては、県が任意に行っていただいているものというふうに、いうものであります。町といたしましても、この情報例えば特別の個別の対策に活用するというのではなく参考に使っているということでございます。以上です。

5 番（橋元陽一君）

なかなか町として、対応、県からの通知を受けてですね、対応するにはなかなか困難があるのかなというふうに思います。

なかなか陽性となり、自宅療養を余儀なくされる中で、不安な日々を過ごされてる方々にですね、何かこう、支援の手が届ければなどという思いで質問したところでございます。

こうした中で、特に保育園の保護者等を含めてですね、あの子、子供や、あるいは家族感染でどこに相談をしたらいいのかと、なかなか病院でも断られるケースがたくさんあったようでございます。

高北病院、発熱外来を設置をされております。この高北病院での、第6波、第7波までの発熱外来者の、外来患者数の違い、どんなに増えたのか減ったのか、町政報告に少しありました。どのような高北病院の発熱外来での対応の変化があったのか、6波と7波と比較をして、御説明いただけたらというふうに思います。

病院事務局長（池内智保君）

お答えさせていただきます。

高北病院は、検査協力医療機関として、高知県に登録しております。保健所からの依頼による濃厚接触者の行政検査や、症状のある患者の発熱外来を通常の外来とは分離して実施をしております。またあわせて、県の保健所からの依頼で、コロナ陽性の自宅療養者の電話診療も行っております。

現在、新型コロナウイルス感染症第7波の爆発的な感染拡大により、7月、8月が特に発熱外来患者が急増しております。4月、5月ごろは1日10数件でありましたけれども、急増し、先週は発熱外来患者が60件近くあった日もございます。コロナワクチン接種も行いながら、通常の診療と救急医療をこなしていくのに、この第7波の今はぎりぎりの状態で行っているというのが正直なところでございます。

発熱外来はまずお電話をいただいてからの対応となりますが、特

にここ最近業務開始後の2時間ほどが、6回線ある電話がすべて話中になるという状況が続いております。

公立病院の使命としまして、ぎりぎりの数までお受けをしたいと取り組んでおりますけれども、これ以上の対応は困難と判断し、その日の受け入れを途中でお断りしなければならないことも最近生じておる状況でございます。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい。発熱外来を設置して、町民の皆さんの要求でしっかり受けとめたいということも、逼迫した状態が続いているというところでございます。

なかなか限界もあってですね、この第7波乗り越えていかなかちゃいけないと思うんですけども、なお、町民の皆さん、少し収束っていうか、第7波も弱まってきているかと思っておりますけども、2学期も始まりますので、できるだけ町民の願いにこたえていただくように、また頑張っていたきたいというふうにも思います。

それでは、4回目の接種の動向について、概略を説明していただきたいと思っております。

3回目のまず接種状況について、12歳から世代別での接種状況の進捗状況で特徴が見られることがあれば、説明いただきたいというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

3回目の接種の状況につきましてはこれは行政報告でも少し述べさせていただきましたが8月28日現在で、佐川町、全世代78.6%の接種率です。同じ日ですね、新聞に載っておりましたが高知県全体では、69.4%ということですので、9ポイント以上の差が、あって接種率は高い状況になってます。

それから、各年代別でもですね、におきまして、20歳代以上がすべて60%を超えているというふうな状況で、満遍なく接種をしていただいている状況というふうに考えております。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい。若い世代の接種率も高くなってきているというふうにとらえていいということですね。はい。ありがとうございます。

そうした3回の接種状況を踏まえながら、4回目の接種が、18歳以上で基礎疾患のある方、そして60歳以上の接種もですね、町政報

告にも報告をいただいております。

この4回の接種の現時点です、何か特徴的なことがあれば、御説明いただきたいというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。佐川町の特徴といたしましては8月28日現在で60歳以上は62.3%ということで、これも高知県全体のです、49.7%ということ、大幅に上回っておつてですね、接種が順調に進んでいるというふうに思っております。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい。なかなか死亡率も高い状況が続く中でですね、特に4回目接種で基礎疾患を有する人とか、それから重症化リスクが高い方々が、ワクチン接種を、3回目、4回目を受ける中でですね、何かこう、声掛けをしたりとかして、丁寧な説明とか、ドクターとの相談とかいろいろ手だてをされて進んできてるかと思うんですけども、こうした方々の接種状況についての特徴があればご紹介いただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この18歳から59歳まで基礎疾患を有する人、それから重症化リスクが高いと認められる方も4回目の接種ができるわけですが、この方々についてはですね役場では、その対象者っていうのは把握ができません。できませんので、3回目の接種をせず接種されている方全員にお知らせの文書を送りまして、その方々から、どの基礎疾患がありますよというふうなチェックを入れていただくとかいうことで申請をいただいて、折り返し接種券を送るという形にしております。

その際にもこういう方々が接種できますよというふうな御案内をさせていただきますし、主治医の方々、周囲の方とですねご相談をいただくとか、いうふうな文章も申し添えております。その中で、現在ですね、8月、現在というか8月28日現在で、18歳から59歳までの接種をされた方が375人という数字を把握をしております。以上です。

5番（橋元陽一君）

はいありがとうございます。

その375人が、なかなか接種率が、の評価が難しいかと思っております。

そういう実数として把握をされているというふうにとらえておきたいと思います。

こうした、さらにですね、担当課として、この第7波の感染拡大で、学校や保育園いろいろ含めてですね、何か課題となっていることがあれば、なんか重点的にさらにこう手を足さんといかんということが出てきてるか出てきてないか、こう出てきてたらどういうことか、説明いただけたらと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

特に私のほうから保育所現場からの御相談という課題があるんですけども、先ほど少し橋元議員おっしゃいましたとおりに、この第7波になりまして、保育所、学校もそうだと思うんですが、陽性者出た場合の濃厚接触者の認定、指定というか特定ですね、これはもう保健所が行わないというふうな方針になっております。

そういった中で、保育所、特に最初のほうはですね保育所から感染が保育所の感染が多くなってですね、どういうふうに対応するかということで園長さんのほうからもですね御相談がっております。その中でやはり町としての対応方針をやっぱり基準、目安を示さないかんということで、園長会でですね、7月7日やったと思いますが、園長さんにお集まりいただいて話をして、佐川町としてこういう方針でいきましょうという確認をとりました。

その中身については、クラスで陽性者、子供さん陽性者出たとか、そのクラスの担任の先生が陽性者になった場合は、その最終に登園した日、登園した日から翌日から計算して中4日は、クラスの閉鎖をしよう。5日目からクラス分けて、その中4日間についてもどうしてもお預かりせないかん子供さんについては、個別にですねお預かりするというような対応を取ろうという形で確認をとりました。そういう対応、市町村の判断でですね、そうせないかんということになりまして、目安を設けました。

ただ、目安を設けてもですねそれぞれケースが違いますので、陽性者とかが出た場合は必ず園長先生から、私のほうに個別に連絡をいただいてこういうこうこういう状況ですと。ついてはどうしましょうかということの一つ一つ確認をして、そのケースに応じて対応を目安に応じてですね、対応をとっていくと。これはもう、月曜から金曜だけでなくて土日も含めてですね、そういう対応とる。園長

先生と連絡を取り合うということにしました。

それから、今現在はですね、9月に入って行事ごとがあつてですね、運動会とか、いろいろな行事ごとがありますんで、そういったものをどうしようかというふうな御相談もあつて、ただできるだけですね感染対策を取りながら、開催をしていこうというふうな方向で話をしたりとか、いうことで特に保育所ですね運用について対応苦慮しているというところではございます。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。現場の方もですねそういう町の対応に本当に感謝をされているかと思えます。担当課のほうも大変だと思うんですけども、現場の支援をまた引き続きよろしくお願いしたいと、いうふうに思っています。

今後ですねまた冬場に向けて、第8波の感染拡大も予測されるのではないかなというふうには思います。第8波、第7波も収束してない中ですけども、さらに今後の感染に向けてですね、県や保健所から、特に何か指示されてること等があれば、御説明いただけたら、御説明いただきたいというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この感染防止対策、これについてはですねずっと一貫して基本的な対策が変わっていないというふうに思います。3密を避けるとかつていうふうなことなんですけれども、ただその中でも特にですね、この新型コロナウイルスの感染経路につきましてなんですが、当初、接触感染というのは大きく言われたんですけども、そういうのはもちろんあるんですけども、それよりかは飛沫感染、それから、空気感染の一種である、いわゆるエアロゾル感染と言われる至近距離でずっと長時間話をしたりとかということで、そういうことで感染が移るということが、主流であるということが感染症のですね専門家の中での分析でわかってきております。

そういう中で今後ですね秋から冬にかけて、寒くなると部屋を閉め切った状態ということになって、換気がおろそかになる状況が考えられます。一旦、この第7波が収束したとしても第8波がこないというふうには限りませんので、特に冬場にそういう波が襲ってきたときに、換気の必要性というのがすごく重要になるのではないかなと思っておりますので、そういったことも町民の皆様にはですね、

広報とか周知をさしていただきたいというふうに思っております。
以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。ありがとうございます。

また担当課としては本当大変な状況だと思うんですけども引き続き、町民の皆さんの感染に対しての不安を払拭するためにも、十分な手だてを尽くしていただくようお願いをして、この項についての質問を終わりたいというふうに思います。

四つ目に入ります。国土強靱化地域計画の見直しについてであります。

時間があまり少しなくなってきましたので端折っていきたく思うんですけども、2018年の6月議会9月議会の一般質問でも取り上げました。2017年9月、県下で3番目に策定された佐川町国土強靱化地域計画策定根拠の根拠法となります国土強靱化基本法の理念を逸脱した点があるんじゃないかということ指摘をさせていただきました。

国が示した評価方法を参考にして、事前に備えるべき9つの目標の妨げとなる、起きてはならない最悪の事態リスクシナリオが設定をされています。その目標の1番目に、大規模災害等が発生したときでも、人命の保護を図れることを掲げて、6項目のリスクシナリオが設定をされています。その5番目に、弾道ミサイル等の武力攻撃などにより、多数の死傷者が発生する事態を掲げてあります。

計画の策定当時、北朝鮮の弾道ミサイル発射等が行われたことによって、あらゆるリスクを想定したとして、計画の中に入れたという説明は受けております。しかし、それ以前から、日本の領空、領海で米軍が超低空飛行訓練などを行うルートの一つとして、オレンジルートを高知県の上空に設定をしております。本山町などから、繰り返し訓練中止の声が上がる中、1994年早明浦ダムに墜落事故で2016年12月7日室戸沖で米軍機2機が空中給油訓練中に接触して墜落する事故などが、起きておりますが、こうしたことが、議論していないという答弁もありました。

弾道ミサイル等の武力攻撃等により、多数の死傷者が発生する事態の対策として、大規模自然災害とは異質の対策が求められているんじゃないかということも、言わせていただいております。室戸沖でのこの米軍墜落事故の翌日、そして翌年の3月3日、墜落した同

機種による米軍機による香美市上空での低空飛行訓練に対して、当時の尾崎知事は、それぞれ外務大臣、防衛大臣に、事故原因の究明や再発防止策が講じられるまで、オレンジルートでの速やかな訓練中止を米国に求めるように要請文書を要請をされているところでありませう。自然災害への対策と武力攻撃等への対策を同列に扱うことは、住民の命を守ることに必要ではないかというふうに思います。

この問題を再度取り上げますのは、国土強靱化地域計画基本法に基づいて、佐川町が2017年に策定をした国土強靱化地域計画と、2006年3月に策定した国民保護計画との区別を、明確にするべきだと考えているからであります。

そこで、次、佐川町国民保護条例、保護協議会条例、佐川町国民保護協議会条例に関わってですね、同条例第2条に委員の定数は20人以内とし、委員会が開催されてきてると思いますけども、これまで、この協議会の期日、それから回数、どういうふうに重ねてこられたのか、説明をいただきたいというふうに思います。

総務課長（片岡和子君）

ご質問にお答えをさせていただきたいと思います。大変申しわけないんですけども、残っている資料により確認できた内容についてのお答えとなってしまいます。

平成19年3月に佐川町国民保護計画を策定しております。そして、平成21年3月に計画を変更しております。

してはいるんですけども、このときの協議会の開催状況につきましては、大変申し訳ありませんが、文書が残っておらず、確認することができませんでした。

平成21年度には、軽微な変更を行っておりますが、その際には、16名の委員に対し、文書での意見照会を行っての変更となっていることが確認されました。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい。同協議会条例に基づいてですね、国民保護計画が策定されていると思うんですけども、ホームページを見てもちょっと見当たりません。

この佐川町の国民保護計画、どんな手続きで町民に提示されているのか、御説明いただきたいと思います。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

国民保護計画の住民の方への提示方法という御質問であったと思いますが、私の方で、今現在ちょっと確認が取れておりませんので、申し訳ありません。重ね重ねすみませんが、どのように提示をされているのか、確認をさせていただき、御返事をまたさせていただけたらと思います。大変申し訳ありません。

5 番（橋元陽一君）

資料がちょっと見当たらないということですので資料が出てき次第また提示をいただきたいというふうに思います。

これ、文書が残ってないので、ひょっともう回答ならんかもしれませんが、同条例の中でですね、専門員は調査が終了したときには解任されるとあります。専門員が関わった調査が行われたのかどうか、調査項目のテーマというか内容どうだったのかですね、また専門員の構成をどうだったのか、資料が残ってるかどうかも含めて確認、説明いただきたいというふうに思います。

総務課長（片岡和子君）

御質問先ほど、今いただいた件につきましても、本当に申しわけないんですけども、手元の公文書で確認することができずにおりますので、御容赦いただきたいと思います。申し訳ありません。

5 番（橋元陽一君）

はい。そしたら国民保護計画と比較をして国土強靱化地域計画を、問題点を指摘しようと思いましたが、ちょっと資料がありませんので比較した提示はできません。

そこでですね、国土強靱化地域計画の策定検討委員会の設置要綱に関わって質問を切り換えてまいります。

この国土強靱化策定委員会の委員の任期です。同じように計画が策定されたら完了するというふうに書かれてあります。この現在、検討委員の皆さんはもう解任をされているのかどうか、ちょっと確認させてください。

総務課長（片岡和子君）

はい。御質問の検討委員会につきましては、佐川町国土強靱化地域計画、こちらの策定を円滑に行うため設置されたものでして、平成 30 年 3 月に計画の策定が完了しましてからは、委員の任期は切れており、現在は、委員不在の状況となっております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

そしたらですね、その計画について、計画の第6章第2節で、計画の進捗管理と見直しを位置付けてあります。

これについては、毎年実施されている総合計画の進捗管理と同様の研修を、検証を行い、PDCAで進捗管理を行うというふうに定めてあります。

このことについてですね、進捗管理については、どの部署で行っているのか、御説明いただきたいと思います。

総務課長（片岡和子君）

はい。お答えをさせていただきます。

本計画の主要な施策事業は、御承知かと思えますけれども、リスクシナリオごとにカウントしているため重複しているものもございますが、212の事業がございます。これらの事業のうち、総合計画の実施事業として、進捗管理されている事業以外の、本計画で新規に実施する事業は、総合計画実施事業と同様の進捗管理シートを事業実施担当部局に提出を求め、その具体的計画であったりとか実績につきまして、総務課内にあります危機管理対策室、そちらのほうで進捗管理を毎年実施しております。

大変申し訳ありませんが、計画の中に、担当部署を記載している箇所もございますので、また後ほど、お示しさせていただけたらと思いますので、御了承くださいませ。

5 番（橋元陽一君）

具体的な見直しについては、実際に資料を見させていただいてですねまた説明をいただきたいというふうに思います。

また、事業見直してですね、いろんな手だても講じられているかと思えます。そのことも合わせて改めてまたその場で確認をさせていただきたいというふうに思います。

私は、この国土強靱化地域計画についてはですね、冒頭に申しましたように、武力攻撃等に対する国民の生命財産を守ることをうたった国民保護計画と、大規模資源災害等から国民の生命財産を守ることをうたった国土強靱化地域計画は、法的な根拠が異なります。混同してはならないというふうに思っています。

また、それぞれの計画を策定する委員会も、それぞれ別の条例で定めてきました。改めて、国土強靱化基本法の理念の一部を紹介します。

第2条、基本理念です。国土強靱化に関する施策の推進は、大日本大震災東北地方太平洋沖地震及び、これに伴う原子力発電所の事故による災害からえられた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復興に関する、資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるというふうにとらえています。

2018年の質問におきましても、この点を触れながら、佐川町の独自のリスクシナリオ、5番目に挙げました弾道ミサイル等の武力攻撃等によりという、この項目については、検討委員会であらゆるリスクを検討したということだったんですけども、改めて、この中に組み入れるべきではないのではないか、国土強靱化基本法の目的、理念にそぐわないと。

ぜひこの、佐川町が設定してますリスクシナリオ1の5に当たります、ことについてはですね、削除を含めた検討をぜひ求めたいと思います、町長いかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

橋元議員の御質問にお答えをさせていただきます。

佐川町国土強靱化地域計画のシナリオリスク1の5、弾道ミサイル等の武力攻撃などにより、多数の死傷者が発生する事態と明記されておりますことにつきましては、昨今の国際情勢におきまして、ウクライナをめぐる情勢など、我が国を含む国際社会が緊張と緩和の、事態の打開に向け懸命な外交努力を続けてきたにもかかわらず、ロシアがですね2月24日に、ウクライナへの侵攻を開始し、一般市民を含め多数の死傷者が出ている状況でございます。

暴力によるロシアの攻撃は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力行使などを禁じる国際法の国際法及び国連憲章の重大な違反であり、ひいては我が国の平和と地上、アジアを含む国際社会の秩序を根幹から揺るがしかねない深刻な事態でありまして、断じて容認できない事態であります。

また、近年北朝鮮による弾道ミサイル等の実験や、中国の台湾をめぐる問題など、隣国におきましても、我が国に対しいつ起こるとも限らない状況にあると考えております。このため現時点におきまして、弾道ミサイル等の武力攻撃などのリスクが完全になくなったといえる状況ではないと考えております。

今後、国の計画では、令和5年12月にですね、計画が改定予定となっております。その後、本町のこの計画を改定する予定としてお

りますので、その際には、その時の状況等を考慮し判断したいと考えておりますので、現時点におきましては、見直しの検討は考えておりません。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい。なかなか見解が違いますので、なかなか受けとめてもらえないと思いますが、ぜひそういうこと含めてですね、基本法の根拠法をもとにしてですね、ぜひ捉え、検討していただきたいというふうに思います。

この件については以上で終わりたいと思います。

最後、5つ目の質問でございます。新産廃建設を巡る動きについてであります。

6月議会の定例行政報告の中で、環境保全協定に基づいて、3月21日、第1回環境保護、環境保全等連絡協議会が設置されたことが報告もされ、そして今回、9月広報に県エコサイクル高知からのお知らせということで、折り込みが入りました。こういうカラーの折り込みでございます。

こうしたチラシに掲載されております新産廃に関する工事の進入道路本体工事の建設の動き、スケジュール等について、県またはエコサイクル高知から、この間、どのような説明を受けてきているのか、また設置された協議会に報告がされながら、こうしたことが配布されているのかどうか、説明をいただきたいというふうに思います。

町民課長（山本壽史君）

それでは、橋元議員の御質問にお答えさせていただきます。

町長の行政報告でも報告しましたが、処分場の埋立地等の本体工事につきましては、整備運営主体であります、エコサイクル高知におきまして、8月1日に入札を実施した結果、工事の請負業者が、大林ミタニ福留クボタ環境特定建設工事共同企業体に決定し、8月29日付で建設工事の請負契約を締結していると伺っております。

なお、工事期間につきましては、令和4年8月30日から令和7年8月31日までの約3年間の予定と聞いております。一方、進入道路の工事につきましては、入札の公告を8月18日付で行っており、9月下旬ごろには、請負業者が決定する見込みであると聞いております。

先ほど橋元議員が御提示しましたように、このようなものをです

ね、このような資料もう多分皆様の御家庭に届いているかと存じますが、県とエコサイクル高知で産業廃棄物最終処分場の工事の進捗状況や説明会などの開催時期などについて周知を図るため、お知らせを作成し、広報さかわ9月号の配布に合わせてまして、町内全域の世帯に配布をしております。

今後も定期的にお知らせを作成し、工事の進捗状況など、広報していくと伺っております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい行政報告等の説明等も踏まえながら、6月議会の一般質問では、スケジュールについては、6月末の入札公告、8月入札と契約、9月ごろから工事着手、令和7年8月完成予定と聞いているというふうに、そしてさらに、4月29日の自治会総会でもエコサイクルが説明したというふうに町長からの報告もありました。

私は、この9月号の工事着手っていうことで、工事着手前の説明ということであれば、8月中に地元説明会が行われるんじゃないかというふうにとらえていたんですけども、この住民への説明会ってのは、どういうスケジュールで行われていくのかですね、現時点で説明会実施の方法や場所、それから説明会の中身について、どんな説明を受けているのか。受けてれば、そんな説明の中身まで含めてですね、概略を説明いただきたいというふうに思います。

町民課長（山本壽史君）

御回答させていただきます。工事着工前の工事スケジュール、交通安全対策、環境保全対策などの具体的な施工計画の住民への説明会につきましては、請負業者が現地の測量などを実施した上で、詳細な計画を作成し、11月ごろに加茂地区で2回、斗賀野、黒岩、尾川、佐川の4地区でそれぞれ1回を開催しております。

またそれに加えまして、工事用道路の出入口に当たります、上郷地区からの要望を踏まえまして、佐川地区とは別に、上郷地区で1回開催したいと考えており、現在日程や内容などにつきましては、エコサイクル高知及び高知県と調整中でございます。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。工事発注等がおくれてですね、11月に動いて、延期されてきているということではありますが、改めて11月に開催に向けてですね、スケジュールが組まれてるところであります。

説明会の内容に関わってであります。町長の町政報告の中にも少

し詳しい報告があり、また6月の町政報告の中でもですね3月21日に出された連絡協議会での質疑も触れながら、特にこの降下ばいじんに関わってですね、基準値が、許容量が大きすぎるんじゃないかという、住民の不安に対してのエコサイクルの回答なんかも、説明もされてるところであります。

6月22日、佐川の文化センターの町長の地区懇談会の中でもですね、この降下ばいじんについては、建設予定地域1平方キロメートルに、その住民の方からですね、1平方キロメートル当たり10トンという、月ですね、これは余りにも大き過ぎるんじゃないかと。なぜってこういう声も上がりました。こうした声をですねしっかり受けとめて、説明会の中身が組み立てていかなければならないと思うんですけども、そうしたことを含めて、エコサイクル高知の説明が主体となると思うんですけども、町のほうから、連携会議を通してですね、連携会議ですかね、を通して要請する予定があるのかないのかを聞かせてください。

町民課長（山本壽史君）

お答えいたします。

新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備に向けた、高知県と佐川町連携会議については、今のところ開催の予定はありません。

ただですね、今、橋元議員がおっしゃられた内容につきましてはですね、県及びエコサイクル高知のほうにもきちっと伝えまして、十分な説明をするようにとこちらから伝えておきますので、よろしくをお願いします。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

地元説明会の日程を説明いただきました。ぜひよろしくお願いたいと思います。

議会に対しては、特別に何か要請をしなければ、説明をする計画というのは立てられてないのか、現時点でわかって把握されてたら、御回答お願いたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えさせていただきます。

議会への説明会につきましては、これまで通り、住民説明会の開催前後に行いたいと考えておりますので、またそれはまたその時には御連絡いたしますのでよろしくお願いたします。以上です。

5番（橋元陽一君）

はいありがとうございます。

最後にですけども、今、課長も、新たな管理型産業廃棄物最終処分場という言葉が使われてまいりました。このエコサイクル高知からのチラシ等含めてですね、少し気になる文字が並びます。エコサイクル高知の説明はですね、佐川町加茂管理型産業廃棄物最終処分場の整備工事に関わる、という言葉がですね、変わってきてます。ほんでそういう佐川町加茂管理型という言葉に変わりながら、県は、あるいはまた、課長はですね、新たな管理型というふうにする言葉の、同じ施設をですね呼び方が変わってきてます。なぜこんなことになっているのか、課長、何か説明等があれば。なければ私がエコサイクルに直接声かけます。

町民課長（山本壽史君）

お答えさせていただきます。

その点につきましては、詳しいことは伺っておりません。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい、わかりました。以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で5番、橋元陽一君の一般質問を終わります。
ここで15分間休憩します。

休憩 午後3時30分

再開 午後3時45分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、10番、森正彦君の発言を許します。

10 番（森正彦君）

10番議員の森です。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

第1問目は、中学校の部活の地域移行についてお伺いします。

スポーツ庁の有識者会議が、公立中の部活指導について、地域や民間の団体に、委ねるべきだとする提言を出しました。2023年から2025年度を改革集中期間として、休日の部活動の地域移行を進め、

その後、平日にも広げるという内容であります。

このことの背景に、背景にはどのようなことがあるのか、お伺いします。

教育長（瀨田陽治君）

森議員の部活動についての御質問にお答えいたします。

背景はということです。部活動は教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場として中学生の学校生活にとって非常に重要な活動でございます。

また生徒がスポーツや文化に親しむ機会を確保し、自主的で主体的な参加による活動を通じて、自主性や責任感連帯といった生きる上で必要な力を養う場にもなっております。

ところが一方、これまでの部活動は、教員による献身的な勤務の下で成り立っておりまして、休日を含め指導が求められ、長時間勤務の要因にもなっております。また、経験のない教員が指導せざるをえない状況も見られまして、これは例ですけれども保健体育課以外の教員で担当している部活動の、競技経験がない者がですね全国的にも約46%、町でも中学校で15ある部活動のうち7つということで47%という状態です。それも昔中学校でやったことがあるんですけどというぐらいのレベルです。

指導経験のない教員にとっては多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導が受けられないという場合が生じるという問題点もございます。

さらにですね近年、少子化の進行の中で、中学校の生徒数の減少が加速しておりまして、これ昭和61年当時に中学生が589万人いたんですけども、今令和3年度で296万人という状態です。佐川町でも佐川中学校はそこその規模を持っていますけれども、尾川中学校の規模はかなり下がっているという状態です。

学校単位で部活動を維持することが困難になるという事例が全国的にも増えております。持続可能性という面でも厳しさがあるというのが今の状況、背景でございます。以上です。

10番（森正彦君）

部活は生徒の人間形成にとって非常に大事なものであるということですが、しかし、最近問題も出てきておると。教員の長時間勤務、競技経験のない部活の指導等、教員への過度な負担、それから少子化の中で、学校単位で部活動を維持できない、子供たちにとっては

希望する部活ができないなどの問題が出てきているということが、そんなことが背景にあるようでした。

その対策としての提言の内容はどのようなものでしょうか、お伺いします。

教育長（濱田陽治君）

はい。そういった背景がある中でですね、スポーツ庁の有識者会議というのがございまして、これが6月の6日で文化部については文化庁になるわけですが、文化庁の有識者会議、これが8月9日あたり、今やってやったんですけれども、こっちのほうはまだ製本が出ていないんですけれどもそこで出された内容としまして、目立つ姿として、少子化の中でも将来にわたり子供たちがスポーツや文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保すると。2つ目に学校の働き方改革を推進し学校教育の質の向上を目指す。3つ目に、地域で持続可能なスポーツ環境や文化芸術に親しむ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保すると。

こういう目指す姿についてですね、他、これの改革の方向性として、まずは令和5年度の開始から3年後の令和7年度末をめどに、休日の部活動を段階的に地域に移行すると。2つ目に平日については、休日の地域移行の進捗状況等を検証しさらなる改革を推進すると。3つ目に、地域におけるスポーツ文化活動の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実に着実に取り組むと。4つ目に地域のスポーツ文化団体と学校の連携協働を推進すると。

この4点が示されまして、これらを推進するために、都道府県、市町村における推進計画の策定と実施を求めてきているというのがこの提言の内容でございます。以上です。

10番（森正彦君）

子供たちが、スポーツや文化芸術に継続して、取り組む環境を整備する。そのために、4点の提言があつておることです。そして、それを推進するために、都道府県、市町村における推進計画の策定と実施が求められているということですが、この提言、国の動きを受けて、県の動きは、そして、佐川町はどう考えているのかをお聞きします。

教育長（濱田陽治君）

はい。お答えいたします。

国の動きがですね、やっぱり早く動いてきておりますんですけど、

高知県ではですね今年度高知県における部活動地域移行検討会議と
いうのを開催しまして、8月15日に第1回の検討会議から、幹事会
というのもありますけどこれを含めて5回会議をやりまして、子供
たちがスポーツや文化活動に親しむできる環境整備についての検討
と国の通知ですね、国の通知やこれから実施しようとするアンケー
ト調査の結果をもとに、本県の中学校部活動の地域移行の必要性、
課題対応について検討するということを言っております。

佐川町ではどう考えるのかということをお伺いですが、佐川
町でもですね国や県の課題と同様に、中学校教員も過労死ラインに
達する、時間外勤務というのは、かなりのあれでおります。それか
ら少子化の影響で選択できる部活動が狭まっているという現状もあ
ります。

こういった解決すべきですね急いだ喫緊の課題がございます。こ
れらの課題を解決して、これらの時代に求められる部活動の姿を目
指すために、部活動を地域移行することについてはですね、
学校教育と社会教育の連携を強化するという点からも期待ができる
んじゃないかなと、こう考えております。以上でございます。

10番（森正彦君）

部活をされている先生に、過大な負担がのしかかっていると、そ
ういう状況で速やかに解決していかなければならない。そのための
手段が地域移行ということですか。

この地域移行については、課題、課題も多いと思われま
す。部活は学校教育の一環であり、教育と生徒の信頼関係やきずな、通常
の学校の生活の中での生徒への、部活の先生ですが、先生が、通常
の学校生活の中で、その生徒へ寄り添ってアドバイスをしていく、そ
んなこともあるようです。

試合でエラーをした子供が、落ち込んでるのを先生がやっぱり寄
り添っていくと、そういうことが学校の教員であればできるわけ
ありますんで、ま、多感な中学生にとって学校と部活を切り離すと
いうのは、あまり、あまりよいこととは私は思えないと感じていま
す。しかし、改革も進めなければならない。

この辺りをどのように考えているのかお伺いします。

教育長（濱田陽治君）

はい。お答えいたします。

議員のおっしゃる通りですね、部活動は単に競技や文化的な活動

に親しむということにはとどまらず、教員と生徒との信頼関係の醸成と、それから人格的な影響を受けるとか生徒同士も切磋琢磨し社会性が育つと、こういった教育的な効果がありまして、その活動を通じて生徒たちの全人的な成長を促進させると、こういうものだと考えます。

今後部活動の一部をですね地域に移行するとしても、学校教育の一環として、教育目標を実現すると、こういったためのですね活動であるという本来の趣旨から逸脱することはできないと考えます。このため学校と地域指導者が目指すところを共有して協働する、ともに働いていくという、一貫した指導体制が重要と考えております。

また本町でこういった体制を確立するためには、指導していただく人材の確保や育成という課題がありまして、第三期の教育振興基本計画の眼目になっておりますが、生涯学習、スポーツの推進と、こういう項目がありますけどこれによってですね、文化活動やスポーツを楽しむ町民の層が厚くなって、地域の持続可能な、多様なスポーツ環境や文化芸術に親しむ環境が、一体的に整うことが重要と、こう考えております。以上でございます。

10 番（森正彦君）

過酷な状態から改善しなければならないので、一部移行すると。しかし、移行をするとしても、よい指導者の確保という問題もあるわけでございます。そういった中でですね、現在、佐川町では、テニスや剣道ですでに地域の有志が指導してくれて、うまくいっている現状もあります。また総合型、地域スポーツクラブもあります。で、よい事例もありますが、この制度への移行は考えられるのか、そして、生徒や指導者にメリットがあるのかをお伺いします。

教育長（森正彦君）

はい。お答えをいたします。

テニスや剣道につきましてはですね、熱心に御指導いただきまして本当にありがたいことだと感謝も申し上げます。

総合型地域スポーツクラブや文化推進協議会などの文化関係の団体で活動されている方々の中で、先ほど申し上げましたテニスとか剣道のようにですね、熱心な皆様をお願いをすれば、それぞれの活動の中に位置付けていただくなどの方法が可能になるのではないかなど、こういうことも考えております。

ただこの場合に、地域で活動している皆さんにはですね、継続し

てこの活動が続いていくと、盛んにしていくという上で必要な後継者が育つというメリットがあると思います。御指導いただく子供たちにとっては、活動を選択する範囲が増える、専門的な指導が受けられる、異年齢の中で社会性が育つと、こういったメリットが考えられます。

ただしそのためには今後さまざまな条件整備が必要になるのではないかなと考えております。以上です。

10 番（森正彦君）

現在はテニス、剣道が対象として、移行の対象としてあるわけですが、他の部活の地域移行を考えてみても良いと思われるようなものがあるのでしょうか。

また吹奏楽部とかの文化部系のクラブの現状と可能性はどうなのかをお伺いします。

教育長（濱田陽治君）

はい。お答えを申し上げます。

いずれの部活動がですね地域移行しやすいかということにつきましては、まだまだ休日における移行について検討を始めるところ、まだ手前の段階ですので、何とも申し上げられませんが、現在活動してる部活動についてはいずれも地域移行の可能性を検討することにはなるのではないかなと予測しております。

また選択の幅が広がるという点から考えますとですね、地域指導者の皆様の御支援によって新たな部活動が開設をされていくという可能性も出てくると思います。

文化部についても同様で、現在、佐川中学校では吹奏楽部と美術部が活動しておりますが、この二つの部活動の休日の活動を、地域指導者の皆さんにお願いするという事も検討される範囲ですし、例えば郷土史やですね、化石、天文観測とか、今までになかったような佐川ならではの文化的な活動の部活動が地域移行の中で生まれてくるという可能性もあるのではないかなということも考えております。以上です。

10 番（森正彦君）

少し質問、内容が早かったかもしれませんが、答弁によりますと、子供たちの選択の可能性も広がるということもあるようです。そういった者たちが自分たちのしたい活動できるというのは本当にいいことだと思います。

この中学校の地域移行については、多くな、多くの課題があると思います。佐川町にはですね、教育研究所もありますし、課題を十分把握して、関係者ともそれこそ十分協議して、佐川町に合った、推進計画の策定と推進をお願いしたいと思いますが、特に、特に、申し上げたいことはですね、急がずに、地元や、また地域外にも良い事例があるかと思っています。そういったものも参考にしてですね、段階的に改革を推進していただきたいと思っています。

佐川町に合った推進計画の策定と推進をお願いしたいと思っています。教育長、答弁をお願いします。

教育長（濱田陽治君）

はい。お答えを申し上げます。

先ほど申し上げましたようなさまざまな現状には課題がございますので、佐川町の実態に即した推進計画を策定して、これらを解決をしていくということが必要になると考えております。

部活動の課題につきましては、これまでの長年の経緯、それから子供たちや保護者の皆さん、それから地域の皆さんの思いと、こういったさまざまな側面がございますので、解決策の一つとして国が示している、おります地域移行につきましても、検討段階でさまざまな課題が予想されてくると思います。

簡単にですね、進むとは考えておりません。議員の御指摘の通りさまざまな御意見をお聞きしましてですね、事例を収集して、慎重に検討して可能なところから段階的に進めていくことになろうかと考えております。

また国や県の動きにつきましても、現在、県から説明が始まったばかりですので、まだ県自体も今年検討するというようなこと言っておりますので、今後これらの動きも注視しながらですね、佐川町でのジャストフィットといいますか、最適な状況はどこなのかということを考えてそれを目指して検討してまいりたいと考えております。以上です。

10 番（森正彦君）

はい。ありがとうございます。

部活の地域移行については、良い形で、中学生が希望する部活動に参加して、楽しく、心身ともに成長していける環境をぜひともつくり上げていただきたいと思っています。丁寧な御答弁ありがとうございます。

続いて、令和4年、続いて決算についての質問をさせていただきます。

令和4年9月議会に、令和3年度の決算の認定が上程されています。決算書を見ますと、なかなか良い決算ができているとの印象です。

今回の質問は、一般会計の決算書から見て、予定していた事業はできたか、予定していた事業ができたか、資金繰りの状況はどうか、繰り越した事業の内容と理由、繰り越した事業実施の見通し、で、決算結果での財政の状況、今後続く財政の状況につきまして、決算結果での財政の状況につきましては、今後続く大型事業等への備えはどうか、そして、予算編成と執行についての反省点を聞きたいと思います。

まず最初に、総務課長にお聞きします。この決算書を見ての感想をお伺いします。自分で言わないかんけど、はいどうぞ。お願いします。

総務課長（片岡和子君）

決算書を見た感想ということで、令和3年度の一般会計歳入歳出決算につきましては、もうごらんになっておわかりの通り、2年度に引き続きまして、大型なものとなっております。

歳入決算総額約93億2,200万円、それから歳出決算総額が約91億6,500万円。歳入歳出の差引額は約1億5,700万円となっております。歳入歳出差引額のうち、翌年度への繰越事業への財源を除きました実質収支額は約1億1千万円となっております。

令和2年度と比較をいたしますと、実質収支額が1億1千万円ほど減少した結果となっておりますが、大型予算を執行する中でも、普通交付税の交付額の大幅増などによります余剰金を、公共施設整備基金積立金や減債基金へ積み立てをして、後々の財政負担の軽減に努めております。

そして、財政運営としましては、決して悪化はしておりませんで、健全な財政運営を維持できている内容であると自負しております。

よろしく願いいたします。

10番（森正彦君）

はい。令和3年度の決算、一般会計の決算総額約93億2,200万円。これは前年度について非常に大型の予算であるわけですが、その予算を執行して、実質収支が1億1千万の黒字でなっておるとい

うことをお聞かせ願いました。そして、財政面にいたしましても健全に運営されているという、答弁でございました。

大型でも黒字になったというところにつきましては、交付金が比較的多かったということのようです。

この黒字じゃった理由に、他にも例えば、産廃の関係もあったり、コロナの関係もあったりするんじゃないかと思いますが、その辺りはどうでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

はい。大型でも黒字になりました理由というところで、まず、歳入歳出それぞれの決算額が90億円を超える大型なものとなった主な要因といたしましては、先ほど議員さんもおっしゃっていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の対策事業、それから産廃の関係の、地域振興策事業を含めた道路河川改修工事、それから、防災行政無線更新工事等の実施などが挙げられます。

これら新型コロナウイルス感染症対策や地域振興策に対する経費につきましては、国の支出金や地方債、それから地域振興基金を財源としておりまして、地域振興策分以外の道路河川改修工事や、防災行政無線工事につきましても、国の支出金や交付税措置の高い地方債を財源としております。

こういったことから、大型予算であっても、一般財源への影響を最小限にとどめさせていただいております。

加えまして、予算の執行に際しましては、職員の創意工夫、それから削減努力、こちらのほうを行っていただいたことや、先ほども申しましたが、普通交付税や特別交付税の大幅増額等により、想定以上に一般財源を確保することができた、そういったことが、実質収支の黒字となりましたことの大きな要因といえると思います。以上です。

10番（森正彦君）

皆様方の努力によってですね、こういう結果できた、出てきたということで、本当にありがたいと思っております。

それで、全体としてですね、予定していた事業は執行できたかどうか、決算から見てですね、予定した事業はできたかどうか、大まかな結果でいいので、お聞かせください。

総務課長（片岡和子君）

はい、お答えをさせていただきます。

歳出予算現額の約 98 億 3,800 万円に対しまして、支出済額は 90 億 6,500 万円で執行残額が約 6 億 7,300 万円。この内約 3 億 2,200 万円は、令和 4 年度への繰越費となっております。残額の約 3 億 5,100 万円につきましては、不用額となっております。令和 4 年度へ繰り越す予算を除いた歳出全体から見ました達成度につきましては、約 96.3%程度と言えます。

各方面におきまして、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、南海トラフ地震に備えた役場庁舎の非構造部材の耐震化工事であったりとか、防災行政無線更新工事、そして、佐川小学校の大規模改修等の大規模建設工事を完了し、また道の駅や新文化拠点の整備につきましては、一部工事の先行実施、整備基本計画の策定など、事業を着実に進めることができました。

また、当然のことながら、住民の皆様のご日常生活に関わる施策も着実に進めることができましたと考えております。

以上のことから、やむを得ない事情によりまして、令和 4 年度へ繰り越しをした事業もありますけれども、予定しておりました事業につきましては、おおむね順調に執行できたと、そのように考えております。以上です。

10 番（森正彦君）

予定していた事業はおおむねできたということで、非常に大事な事業も実施されていて、されたということで、大変うれしく思うわけでございます。

その中で一般財源の繰越明許繰越額、4,600 万円の事業費としては、3 億 2 千万程度の繰越であると、あまり多くはないとは思いますが、この大型予算の中で、さらにコロナ禍での執行状況としては、そこまでできたということは、私は大変良好な結果であると思えます。執行部、職員の皆様には、重ねて厚く御礼を申し上げます。

ここで繰り越した事業の内容と理由をお聞かせください。

総務課長（片岡和子君）

はい。お答えをさせていただきます。

先ほど森さんがおっしゃっていただいた、令和 4 年度への繰越費、事業費にして約 3 億 2 千万円。この主な内容と理由につきましてはですが、まず、国の補正予算に伴いまして、令和 4 年 1 月、今年の 1 月に予算措置をいたしました非課税世帯への臨時特別給付金事業、こちらの方が約 4,490 万円となっております。

こちらの予算化の段階で、事業繰越が避けられない施工期間であったものですか、地域振興策事業でもあります、道路河川改修、こちらのほうが約 6,300 万円、そして、佐川町道の駅事業、こちらは約 3,800 万円。こちらのほうにおいて、地元や関係機関との調整に想定以上の時間を要したこと、また災害発生時期が遅くて、標準工期が確保できなかったことによる、災害復旧事業、約 2,500 万円ほどございますが、こちらのほうが挙げられます。

また、令和 3 年度の特有情事としましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、資材や部品不足による工事等の遅延もあげることができると思います。以上になります。

10 番（森正彦君）

はい。やむを得ない事情によって、繰り越したということ、あるいは事業決定が非常に遅かったと、というようなこともあるようでございます。また有利な補助金や起債を活用して、するために、こういうことになったということもいえるようでございます。

そこで財政の状況ですが、基金残高が 60 億 5,500 万円、単年度で 9 億 2,300 万円増加しています。この増加した原因は何でしょうかそしてどのような目的で、どの基金に積み立てたのでしょうか、お伺いします。

総務課長（片岡和子君）

はい。お答えをさせていただきます。

基金残高が増加いたしました大きな原因、要因といたしましては、例年以上の、余剰金が発生しております。これは交付税の大幅増額等によるものになっておりますけれども、そちらの余剰金が発生したことであつたりとか、順調に寄付金額が伸びておりますふるさと納税寄付金基金から、繰り入れをして経費に使うことで、財政調整基金からの繰り入れを行わなかったこと等により、基金からの繰り入れを最小限に抑えることができました。

その一方で、のちのちの財政負担に備えるため、積極的に基金への積み立てを行ったことなどが挙げられます。

基金の目的、どの基金に積み立てたかでしたね。はい。

基金の目的とか内容につきましては、主なものですが、まず、地域振興策とか、道の駅整備事業等による、のちのちの公債費の財源とするため、減債基金のほうに約 3 億 60 万円積み立てを行っております。次に新文化拠点図書館等や公共施設の老朽化対策に備

えるため、公共施設整備基金のほうに約3億5千万円。そしてふるさと納税寄付金額を積み立てて、今後の町施策の財源とするため、ふるさと納税寄付金基金に約3億4,900万円。そして最後にですが、令和2年度の決算剰余金の一部等を積み立てたものとなっております。財政調整基金が、約1億1,700万円の積み立てを行っております。以上となります。よろしく申し上げます

10番（森正彦君）

積み立てた主なものは減債基金、施設等整備基金、そしてふるさと納税寄付金、これらが3億円を上回る、非常に大きな積み立てがなされた。で、財政調整基金も1億1千万、700万ですか、積み立てられておるということで、本当にこのふるさと納税なんかはありがたいことですね、大きな積立ができて、割合ね、柔軟な使い方もできるんじゃないかということもあります。

こういうふうに多くの積立ができて、大変良い結果だと思いますが、今、国のほうは、借金もつれ。しかし地方財政は、積立への余裕があり、基金残高が年々増加している団体も多いと聞いています。

このような状況は、いつまでも続くとは、考えられられないのではないかと思います。

そのためにも備えるものはできるだけ備え、資金繰りにしても、今まで以上に工夫をして、町民の要望にこたえながら、健全な財政運営を続けて、いただきたいと思います。

会計当局への、最後の質問ですが、予算編成と不用額、不用額は3億5千万ぐらいでしたかね、このあたりで、予算編成の甘さとか、改善点とか、思われることがありましたらお聞かせください。

総務課長（片岡和子君）

はい。お答えをさせていただきます。

まず、予算編成に当たりましては、第5次の佐川町総合計画、こちらのほうに沿いまして、これまで実施をいたしました事業の総括に基づく、事務事業の見直しを行いました上で、事業の優先度を公平性、公平公正に考慮をいたしまして、住民の方に密着した必要な施策を着実に推進するため、限りある財源を最大限有効に活用することを基本といたしまして、当初予算はもちろんのこと、補正予算につきましても、決算額であったりとか、予算執行状況などに、の根拠に基づきました予算編成を行わせていただいております。

一方で、令和3年度の不用額は、約3億5千万円が生じておりま

すがこちらの大部分につきましては、なかなか年度末まで、例えば医療費扶助費のように、その対象者の、あるいは使う見込み額、こちらのほうの把握が困難であるものであったり、あとは予備費とか災害対策、災害復旧費等の、緊急時の緊急時に対応するための費用を確保する必要があるもの。

また、予算の執行に際しましては、各課局の計画的な事業の進捗、執行管理のもと、職員の創意工夫及び削減努力により生じたもの、余ったものですねこちらのほうに起因をしております、予算の積算の甘さから生じたというわけではなくって、ある程度は致し方のない理由のある不用額であると考えております。

以上のことから、現行の予算編成につきましては、順調で、有効に予算執行できていると理解をしております、大きな反省点はないものとは考えております。

なお予算の執行に関しましては、事業の早期完了、それから確実な事業費見込みを実施できますよう、各課局において、より一層の計画的な進捗、執行管理を、心がけてまいりたいと考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

10 番（森正彦君）

予算編成について、甘さがあったとは思わないと、しっかり反論をしていただきまして、しっかりと行って順調な執行ができているということのようです。

私も不用額が一切駄目だという考えしておりません。町民のためにも、ある程度余裕も必要であるというふうに思っております。

これからまた令和5年度へ向けての予算編成があると思いますが、計画的な予算執行ができるような、あるいは予算を組み立てていただきたいと思います。

会計当局への質問はこれで終わります。ありがとうございました。最後にですね、町長にお聞きします。

令和3年度の決算の総括を簡単にお答えくださいよろしく願いします。

町長（片岡雄司君）

森議員の御質問にお答えをさせていただきます。

令和3年度の決算の総括ということで私がちょっとしゃべらせていただきます。

私が就任してからの予算執行となりましたが、令和3年度の予算

編成方針であります、すべては佐川町を幸せになまちにするため、住民の幸せのためという理念のもと、限りある資源を最大限に有効活用することを基本とした予算でありました。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、佐川町内の経済状況も依然として厳しい状況であり、多くの住民の方々が大変な思いをされ、困難な生活を余儀なくされる中、町の財政状況と社会経済情勢の変化を認識しながら、関係団体、関係機関や町民との連携協働による事業が実施できたのではないかと考えております。

また町税に関しましても、令和2年度と比べ、全体として減少状況ではありましたが、このような厳しい状況の中、令和2年度に引き続き、93億2千万円あまりの大型予算について御理解をいただき、私を初め職員一同、緊張感を持って取り組んできたところでもあります。

内容に関しましては先ほど総務課長のほうから報告、御答弁させていただいた通りであります。住民非課税世帯等に対する臨時給付金、臨時特別給付金を初めとした新型コロナウイルス感染症対策事業や、地域振興対策事業、いや、地域振興策事業など、厳しい状況に置かれている、住民の暮らしを守ることを最優先に取り組み、最終的な実質収支額が1億1千万あまりの黒字という結果については、いろいろな要因はあるにしましても、職員のみんなが、しっかりと知恵を出し力を出し懸命に頑張ってくれたおかげだと評価いただけるとありがたいと考えております。

しかしながら今回の事務処理の執行に関して御指摘のあった、監査のほうから御指摘があったことにつきましても、事前の関係機関との調整もしっかり行い、改善をしていきたいと考えておりますし、また関係法令条例等認識して、事務処理を行う、事務処理を行うことにつきましても職員の意識改革と事務レベルの向上にも努力をしております。

今後におきましても、国、県との関係機関と連携を図り積極的な財源確保に努めるとともに、限られた財源の中で、事業の有効性、効率性を、必要性を精査し、住民に信頼される町政運営を努めて、進めてまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましても、今後とも御支援、御協力をよろしくをお願いいたします。

令和3年度の決算の総括につきまして、御報告させていただきます。どうもありがとうございました。

10番（森正彦君）

先ほどの質問で決算の総括と、簡単にいうて言いやせざったかと思いますが、簡潔ですので、訂正をさせていただきます。

簡潔にお答えいただきまして、ありがとうございました。

監査の指摘の一部という部分については私も認識しておりますが、執行部のほうも認識しておるようでございますので、これほどたくさんの方の事業をする中で、本当に大変なことだと、いうふうにも思っております。認識、監査の指摘は認識しておることですので私はあえて指摘を事前調査の中でしておりましたので、していませんでした。

本当に今回、この決算を執行するに当たりまして、通常の業務に加えてですね、産廃関連事業や、道の駅、新図書館の建設、あるいは耐震化の関係、防災無線、大きな仕事が、あった上でですね、このしぶとい、新型コロナ、それに翻弄もされておるわけでございますが、その中で予定していた事業をですね、順調にこなし、よい決算ができたことに関しまして、重ねて重ねて御礼を申し上げます。

今後も、体に気をつけながら、精進していただくことをお願いします。

なおですね、台風11号が接近しています。農家の皆様にとっては収穫の秋を控えておるわけでございますし、強い雨のほうも心配されます。被害の少ないことをお祈りしながら、今回の定例会の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、10番森正彦君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議を6日の午前9時とします。

本日はこれで延会します。

延会 午後 4 時 30 分